

## 【5.1 重大事故等対策】

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可	原子炉施設保安規定		該当規定文書 記載内容の概要
		記載すべき内容	記載の考え方	
A、1号炉 (1) 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するためには必要な技術的能力	5. 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施する事項 (中略)			
(i) 重大事故等対策 (中略)	5.1 重大事故等対策 5.1.1 重大事故等対処設備に係る事項 (中略)			
d. 手順書の整備、教育及び訓練の実施並びに体制の整備	重大事故等に的確に対処できるよう、手順書を整備し、教育及び訓練を実施するとともに、要員を確保する等の必要な体制を整備する。	(1) 手順書の整備 重大事故等の進展に応じて重大事故等に的確かつ柔軟に対処できるよう手順書を整備する。さらに、使用主体に応じた手順書として、運転員が使用する手順書（以下「運転手順書」という。）、発電所緊急時対策本部が使用する手順書（以下「緊急時対策本部用手順書」という。）及び発電所緊急時対策本部のうち支援組織が使用する手順書（以下「支援組織用手順書」という。）を整備する。	(中略)	
(a) 手順書の整備	重大事故等の進展に応じて重大事故等に的確に対処できるよう手順書を整備する。	(a) 有毒ガス登生時に、事故対策に必要な各種の指示、操作を行うことができるよう、運転員、緊急時対策本部要員及び重大事故等対策要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための手順と体制を整備する。  固定源に対しては、運転員、緊急時対策本部要員及び重大事故等対策要員の吸気中の有毒ガス濃度が有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。	(中略)	第 17 条の 6（重大事故等発生時の体制の整備）、添付 2 及び添付 3 に規定済 ・非常事態対策要領（既存
		g. 有毒ガス登生時に、事故対策に必要な各種の指示、操作を行うことができるよう、運転員、緊急時対策本部要員及び重大事故等対策要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための手順と体制を整備する。		防護具の配備場所の建屋名称の変更を反映する。
		登電所施設内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させらるおそれのある有毒化学生物質（以下「固定源」という。）に対しては、液気設備の隔離等により、運転員及び緊急時対策本部要員が事故対策に必要な各種の指示、操作を行ふことができるようにする。  予期せぬ有毒ガスの発生に対応するため、運転員及び緊急時対策本部要員のうち		

## 【5.1 重大事故等対策】

設置変更許可申請書【本文】	設置変更許可申請書【添付書類】	原子炉施設保安規定	該当規定文書 記載内容の概要
設置変更許可申請書【本文】	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要
I129.02.08 許可	<p>初動対応を行う者に対して配備した防護具を着用することにより、事故対策に必要な各種の指示、操作を行うことができるよう手順と体制を整備する。</p> <p>有毒ガスの発生による異常を検知した場合は、運転員に連絡し、運転員が通信連絡設備により、有毒ガスの発生を発電所内の必要な要員に周知する手順を整備する。</p>	<p>(中略)</p> <p>(3) 体制の整備</p> <p>重大事故等発生時ににおいて重大事故等に対応するための体制として、以下の基本方針に基づき整備する。</p> <p>(中略)</p> <p>(c) 体制の整備</p> <p>重大事故等発生時ににおいて重大事故等に対応するための体制として、以下の基本方針に基づき整備する。</p> <p>(中略)</p>	<p>初動対応を行う者に対して配備した防護具を着用することにより、事故対策に必要な各種の指示、操作を行うことができるよう手順と体制を整備する。</p> <p>有毒ガスの発生による異常を検知した場合は、運転員に連絡し、運転員が通信連絡設備により、有毒ガスの発生を発電所内の必要な要員に周知する手順を整備する。</p> <p>(中略)</p> <p>1.1 体制の整備、教育訓練の実施及び資機材の配備</p> <p>(1) 体制の整備</p> <p>ア 対応組織は、以下に示す重大事故等対策等対策が円滑に実施する体制を確立する。</p> <p>イ 対応組織は、運転員（当直員）の運転班は、運転員に運転し、運転員が通信連絡設備により、有毒ガスの発生を発電所内の必要な要員に周知する手順を確立する。</p> <p>(中略)</p> <p>(c-2) 実施組織を、運転班（運転員（当直員）を含む。）、保修班、安全管轄班及び土木建築設備班に分担を行い重複する重大事故等対策等対策が円滑に実施できる体制を確立する。</p> <p>運転班は、運転員（当直員）の任務、事故拡大防止に必要な運転上の措置、発電施設の保守維持を行つ。</p> <p>保修班は、原子炉施設（土木建築設備及びそれに基づく措置並びに消火活動を行ふ）の点検修理を行く。</p> <p>安全管轄班は、発電所及びその周辺（周辺海域）における放射線量並びに放射性物質の濃度の状況把握、災害対策活動上の立入制限区域の設定管理、中央制御室及び緊急時対策室（指揮所）又は緊急時対策室（緊急時対策室内）におけるチェックシングエリア設置を行つ。</p> <p>土木建築班は、建物及び構築物の応急復旧計画の策定及びそれに基づく措置並びに消火活動を行つ。</p> <p>(c-5) 重大事故等対策の実施が必要な状況には、緊急時体制を発令し、重大事故等対策を実施するための体制を確立する。</p> <p>e. 所長（原子力防災管理者）は、警戒事象性がある事故、故障等又は重大災害（発生）により緊急時対策本部を発令し、緊急時対策本部要員の非常召集連絡を行い、所長（原子力防災管理者）を本部執行、所長（原子力防災管理者）を本部執行、所長（原子力防災管理者）を本部執行、所長（原子力防災管理者）を本部執行する。</p>
I129.02.08 許可	<p>初動対応を行う者に対して配備した防護具を着用することにより、事故対策に必要な各種の指示、操作を行うことができるよう手順と体制を整備する。</p> <p>有毒ガスの発生による異常を検知した場合は、運転員に連絡し、運転員が通信連絡設備により、有毒ガスの発生を発電所内の必要な要員に周知する手順を整備する。</p>	<p>(中略)</p> <p>1.1 体制の変更を行う。</p> <p>建屋名称の変更を行う。</p> <p>・非常事態対策基準 （既存） 【緊急時対策本部に関する事項】 ・放射線管理基準 （既存） ・放射線管理要領 （既存） 【要員の被ばく管理に関する事項】</p> <p>(中略)</p> <p>(ケ) 実施組織の班構成及び必要な役割分担は、以下のとおりとする。 a 事故放散が円滑に実施する。 b 保修班は、原子炉施設（土木建築設備及びそれに基づく措置並びに消火活動を行ふ）の点検修理を行く。 c 安全管轄班は、発電所及びその周辺（周辺海域）における放射線量並びに放射性物質の濃度の状況把握、災害対策活動上の立入制限区域の設定管理、中央制御室及び緊急時対策室（指揮所）又は緊急時対策室（緊急時対策室内）におけるチェックシングエリア設置を行ふ。 d 土木建築班は、原子炉施設の応急復旧計画の策定及びそれに基づく措置並びに消火活動を行つ。</p> <p>(ス) 重大事故等が発生した場合に速やかに対応するための実施組織に必要な要員として、第12条に規定する運転員、緊急時対策本部要員、重大事故等対策要員及び特重事故対策本部要員について、以下のとおり役割及び人数を割り当て確保する。</p>	

## 【5.1 重大事故等対策】

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可		原子炉施設保安規定 記載すべき内容		該当規定文書 記載内容の概要
	(中略)	(中略)	記載すべき内容	記載の考え方	
事故が発生した場合、速やかに対策の対応を行なうため、発電所内又は発電所近傍に緊急時対策本部を設立し、対策要員及び重大事故等対策要員を常時確保し、体制を強化する。 (中略)	重大事故等が発生した場合、 <b>重大事故等対策要員</b> のうち初動対応要員は、 <b>中央制御室</b> に参集するとともに、緊急時対策本部要員と初動後対応要員は、 <b>緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策室内）</b> に参集し、連絡連絡、給水確保及び電源確保等の各要員の任務に応じた対応を行う。 (以下、省略)	b 重大事故等が発生した場合は、 <b>重大事故等対策要員</b> のうち初動対応要員は、 <b>中央制御室</b> に参集するとともに、緊急時対策本部要員と初動後対応要員は、 <b>緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策室内）</b> に参集し、連絡連絡、給水確保及び電源確保等の各要員の任務に応じた対応を行う。	・建屋名称の変更を行う。 ・建屋名称の変更を行う。	・非常事態対策基準 (既存) 【緊急時対策本部に関する事項】 ・運転基準（既存） 【運転員等の管理】	・非常事態対策基準 (既存) 【緊急時対策本部に関する事項】 ・技術基準（既存） ・通信連絡設備 【通信連絡設備の整備に関する事項】
重大事故等が発生した場合、 <b>重大事故等対策要員</b> のうち初動対応要員は、 <b>中央制御室</b> に参集するとともに、緊急時対策本部要員と初動後対応要員は、 <b>緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策室内）</b> に参集し、連絡連絡、給水確保及び電源確保等の各要員の任務に応じた対応を行う。 (以下、省略)	(以下、省略)	(以下、省略)	・実施組織及び支援組織が実効的に活動するための以下の施設及び設備等を整備する。 a 重大事故等が発生した場合において、 <b>実施組織及び支援組織が定められた役割を遂行する</b> ために、関係箇所との連携を図り迅速な対応により事故対応を円滑に実施するところが必要なことから、 <b>以下の施設及び設備</b> を整備する。 <b>支援組織が、必要なプラントのパラメータを確認するための緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDSデータ表示装置、発電所内外に通信連絡を行なうための統合係所と連携を図るたまに接続する原子力防災ネットワーク</b> を構成するための緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDSデータ表示装置、 <b>収束所内外に通信連絡を行なうための統合係所と連携を図るたまに接続する原子力防災ネットワーク</b> を構成するための緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDSデータ表示装置を備えた緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策室（緊急時対策所内）を整備する。	・建屋名称の変更を行う。 ・建屋名称の変更を行う。	・非常事態対策基準 (既存) 【緊急時対策本部に関する事項】 ・技術基準（既存） ・通信連絡設備 【通信連絡設備の整備に関する事項】
(c-8) 実施体制が実効的に活動するための施設及び設備等を整備する。 重大事故等が発生した場合において、 <b>実施組織及び支援組織が定められた役割を遂行する</b> ために、関係箇所との連携を図り迅速な対応により事故対応を円滑に実施するところが必要なことから、 <b>以下の施設及び設備</b> を整備する。 <b>支援組織が、必要なプラントのパラメータを確認するための緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDSデータ表示装置、発電所内外に通信連絡を行なうための統合係所と連携を図るたまに接続する原子力防災ネットワーク</b> を構成するための緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDSデータ表示装置を備えた緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策室（緊急時対策所内）を整備する。	(以下、省略)	h 実施体制が実効的に活動するための施設及び設備等を整備する。 重大事故等が発生した場合において、 <b>実施組織及び支援組織が定められた役割を遂行する</b> ために、関係箇所との連携を図り迅速な対応により事故対応を円滑に実施するところが必要なことから、 <b>以下の施設及び設備</b> を整備する。 <b>支援組織が、必要なプラントのパラメータを確認するための緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDSデータ表示装置、発電所内外に通信連絡を行なうための統合係所と連携を図るたまに接続する原子力防災ネットワーク</b> を構成するための緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDSデータ表示装置を備えた緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策室（緊急時対策所内）を整備する。	・実施組織及び支援組織が実効的に活動するための以下の施設及び設備等について管理する。a 必要なプラントの緊急時運転パラメータを確認するための緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDSデータ表示装置、発電所内外に通信連絡を行なうための統合係所と連携を図るたまに接続する原子力防災ネットワーク	・実施組織及び支援組織が実効的に活動するための以下の施設及び設備等について管理する。 a 必要なプラントの緊急時運転パラメータを確認するための緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDSデータ表示装置、発電所内外に通信連絡を行なうための統合係所と連携を図るたまに接続する原子力防災ネットワーク	・非常事態対策基準 (既存) 【緊急時対策本部に関する事項】 ・技術基準（既存） ・通信連絡設備 【通信連絡設備の整備に関する事項】
さらに、実施組織が <b>中央制御室</b> 、 <b>緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策室（緊急時対策室内）</b> 及び現場との連携を図るため、 <b>携帯型有線通話装置</b> 、 <b>無線通話装置</b> （携帯型）、 <b>星形帶電電話設備</b> を整備する。	(以下、省略)	・実施組織が <b>中央制御室</b> 、 <b>緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策室（緊急時対策室内）</b> 及び現場との連携を図り作業内容及び現場状況の情報共有を実施するための携帯型通話設備等	・実施組織が <b>中央制御室</b> 、 <b>緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策室（緊急時対策室内）</b> 及び現場との連携を図り作業内容及び現場状況の情報共有を実施するための携帯型通話設備等	(以下、省略)	(以下、省略)

## 【5.2.1 可搬型設備等による対応】

設置変更許可申請書【本文】	設置変更許可申請書【添付書類】	原子炉施設保安規定	該当規定文書	社内規定文書	記載内容の概要
設置変更許可申請書【本文】	設置変更許可申請書【添付書類】	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
(ii) 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項	5.2. 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項	重大事故等及び大規模損壊対応にかかる実施基準			
a. 可搬型設備等による対応	5.2.1 可搬型設備等による対応	2 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項			
(a-3) 大規模損壊発生時の対応手順書の整備及びその対応操作	(3) 大規模損壊発生時の対応手順書の整備及びその対応操作	(5) 大規模損壊発生時の対応手順書の整備及びその対応操作 ア 大規模損壊発生時の対応手順書の適用条件と判断フロー	(中略)	(中略)	・非常事態対策基準 (既存) (添付: 大規模損壊時 判定ガイドライン)
(a-3-1) 大規模損壊発生時の対応手順書の適用条件と判断フロー	(a-3-1-2) 緩和操作を選択するための判断フロー	大規模損壊時に対応する手順による 対応を判断後、収電用原子炉施設の被 害状況を把握するための手段を用いて 施設の損壊状況及びプラントの状態等 を把握し、各対応操作の実行判断を行 うための手段に基づいて、事象進展に 応じた対応操作を選択する。緩和操作 を選択するための判断フローは、中央 制御室の監視及び制御機能の喪失によ り状況把握が困難な場合には、外から の目視による確認又は可搬型計測器によ る優先順位に従つた内部の状況確認を行 う。また、中央制御室又は緊急時対策所 (指揮所) 若しくは緊急時対策所 (緊急時対策室内) での監視機能の一 部が健全であり、速やかな安全機能等 の状況把握が可能な場合には、内部の 状況から全体を速やかに把握し、優先 順位を付けて喪失した機能を回復又は 代替させると等により緩和措置を行ふ。 また、適切な個別操作を速やかに選択 できるよう当該フローに個別操作 への移行基準を明確化する。 なお、個別操作を実行するためには必 要な重大事故等対処設備又は設計基準 事故対処設備の使用可否については、 大規模損壊時に対応する手順に基づく 当該設備の状況確認を実施することに より判断する。	(a) 緩和操作を選択するための判断フロー 本部長は、大規模損壊時に対応する手順による対応を判断後、原子炉施設の被害状況を把握するための手段を用いて施設の損壊状況及びプラントの状態等を把握し、各対応操作の実行判断を行いうための手段に基づいて、事象進展に応じた対応操作を選択する。緩和操作を選択するための判断フローは、中央制御室の監視及び制御機能の喪失により状況把握が困難な場合には、外からの目視による確認又は可搬型計測器による優先順位に従つた内部の状況確認を行う。また、中央制御室又は緊急時対策所(指揮所)若しくは緊急時対策所(緊急時対策室内)での監視機能の一部が健全であり、速やかな安全機能等の状況把握が可能な場合には、内部の状況から全体を速やかに把握し、優先順位を付けて喪失した機能を回復又は代替させると等により緩和措置を行ふ。また、適切な個別操作を速やかに選択できるよう当該フローに個別操作への移行基準を明確化する。 なお、個別操作を実行するためには必要な重大事故等対処設備又は設計基準事故対処設備の使用可否については、大規模損壊時に対応する手順に基づく当該設備の状況確認を実施することにより判断する。	・建屋名称の変更を行う。 ・建屋名称の変更を行う。	
(a-3-1-2) 緩和操作を選択するための判断フロー	(b) 緩和操作を選択するための判断フロー 大規模損壊時に対応する手順による 対応を判断後、収電用原子炉施設の被 害状況を把握するための手段を用いて 施設の損壊状況及びプラントの状態等 を把握し、各対応操作の実行判断を行 うための手段に基づいて、事象進展に 応じた対応操作を選択する。緩和操作 を選択するための判断フローは、中央 制御室の監視及び制御機能の喪失によ り状況把握が困難な場合には、外から の目視による確認又は可搬型計測器によ る優先順位に従つた内部の状況確認を行 う。また、中央制御室又は緊急時対策所 (指揮所) 若しくは緊急時対策所 (緊急時対策室内) での監視機能の一 部が健全であり、速やかな安全機能等 の状況把握が可能な場合には、内部の 状況から全体を速やかに把握し、優先 順位を付けて喪失した機能を回復又は 代替させると等により緩和措置を行ふ。 また、適切な個別操作を速やかに選択 できるよう当該フローに個別操作 への移行基準を明確化する。 なお、個別操作を実行するためには必 要な重大事故等対処設備又は設計基準 事故対処設備の使用可否については、 大規模損壊時に対応する手順に基づく 当該設備の状況確認を実施することに より判断する。	大規模損壊時に対応する手順による 対応を判断後、収電用原子炉施設の被 害状況を把握するための手段を用いて 施設の損壊状況及びプラントの状態等 を把握し、各対応操作の実行判断を行 うための手段に基づいて、事象進展に 応じた対応操作を選択する。緩和操作 を選択するための判断フローは、中央 制御室の監視及び制御機能の喪失によ り状況把握が困難な場合には、外から の目視による確認又は可搬型計測器によ る優先順位に従つた内部の状況確認を行 う。また、中央制御室又は緊急時対策所 (指揮所) 若しくは緊急時対策所 (緊急時対策室内) での監視機能の一 部が健全であり、速やかな安全機能等 の状況把握が可能な場合には、内部の 状況から全体を速やかに把握し、優先 順位を付けて喪失した機能を回復又は 代替させると等により緩和措置を行ふ。 また、適切な個別操作を速やかに選択 できるよう当該フローに個別操作 への移行基準を明確化する。 なお、個別操作を実行するためには必 要な重大事故等対処設備又は設計基準 事故対処設備の使用可否については、 大規模損壊時に対応する手順に基づく 当該設備の状況確認を実施することに より判断する。	・非常事態対策基準 (既存) (添付: 大規模損壊時 判定ガイドライン)		
(a-3-2) 優先順位に係る基本的な考え方	(a-3-2) 優先順位に係る基本的な考え方 環境への放射性物質の放出低減を最 優先に考え、炉心損傷の潜在的可能性和 炉心損傷の潜可能性和最小限にす ること、炉心損傷を少しでも運らせること に寄与できる初期活動を行うとともに、事故対応への影響	b. 優先順位に係る基本的な考え方 大規模損壊発生時には、環境への放 射性物質の放出低減を最優先に考え、 炉心損傷の潜可能性和最小限にす ること、炉心損傷を少しでも運らせること に寄与できる初期活動を行うとともに、事故対応への影響	イ 優先順位に係る基本的な考え方 (規定済)		

## 【5.2.1 可搬型設備等による対応】

設置変更許可申請書【本文】	設置変更許可申請書【添付書類】	原子炉施設保安規定	社内規定文書
記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
H29.02.08 許可 を把握するため、火災の状況を確認する。また、火災の状況を確認する。また、対応要員及び残存する資源等を基に有効かつ効果的な対応を確定し、事故を収束させる対応を行う。	（以下、省略）  （中略）  （以下、省略）	上記の火災への対応を含む優先順位に係る基本的な考え方方に基づく、 <u>大規模損壊発生時の初動対応及び大規模火災への対応について、優先順位に従つた具体的な対応を以下に示す。</u> (a) 大規模損壊が発生又は発生する恐れがある場合、当直課長又は原子力防災管理者は事象に応じた以下の対応及び確認を行う。 イ・事前予測ができるない自然災害（地震）又は大型航空機の衝突が発生した場合 中央制御室が機能している場合は、当直課長が地震は緊急地震速報及び地震に伴う警報音等により、航空機衝突は衝撃音及び衝突音等により事象を検知し、被災状況、運転状況の確認を行ない、原子力防災管理者へ状況報告を行なう。 ナホ、中央制御室が機能していない場合又は当直課長から原子力防災管理者へ連絡ががない場合は、 <u>東電報等により、航空機衝突は衝撃音及び衝撃音等により事象を検知し、中央制御室へ状況の確認、連絡を行うと共に、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策本部内）へ要員の非常召集及び外部への通報連絡を行う。</u> ロ・事前予測ができる自然災害（津波）が発生した場合 大津波警報が発令された場合、当直課長は原則として発電用原子炉を停止し、所内関係者へ避難指示を出すとともに、原子力防災管理者へ状況連絡を行う。連絡を受けた原子力防災管理者は、要員を一旦高所へ避難させた後、第2、第3波の津波の情報を統的に収集しながら緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策本部内）へ要員の非常召集及び外部への通報連絡を行う。	・非常事態対策基準 (既存) (添付：大規模損壊時 対応ガイドライン)
H29.02.08 許可 を把握するため、火災の状況を確認する。また、火災の状況を確認する。また、対応要員及び残存する資源等を基に有効かつ効果的な対応を確定し、事故を収束させる対応を行う。	（以下、省略）	（以下、省略）	・非常事態対策基準 (既存) 【対応拠点に関する事項】
		（4） 大規模損壊発生時の対応拠点 大規模損壊が発生した場合において、 <u>本部長を含む緊急時対策本部要員等が対応を行うに当たつての拠点は、緊急時対策所（緊急時対策本部内）を基本とし、特重施設</u>	・建屋名称の変更を行う。 ・建屋名称の変更を行う。

## 【5.2.1 可搬型設備等による対応】

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	該当規定文書 記載内容の概要
	<p><b>質所（緊急時対策室内）が基本となる。</b></p> <p>また、運転員（当直員）の拠点については、中央制御室が機能している場合は中央制御室とするが、中央制御室が機能しない場合や火災等により運転員（当直員）に危険が及ぶ恐れがある場合は、施設の損壊状況及び対応可能な要員等を勘査し緊急時対策本部が判断する。なお、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策室内）以外の代替可能なスペースも状況に応じて活用する。</p>	<p>要員が対応を行うに当たっての拠点は<b>緊急時対策所（緊急時対策室内）</b>以外の代替可能なスペースも状況に応じて活用する。</p>	

## 【追補1.14 電源の確保に関する手順等】

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可		設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可		原子炉施設保安規定 記載すべき内容		該当規定文書 記載内容の概要	
第10.1表（添付書類は第5.1.1表）							
1.14 電源の確保に関する手順等							
1.14.2 重大事故等時の手順等 (中略)		1.14.2 重大事故等時の手順等 (中略)		記載すべき事項 1 燃料補給 (中略)	(配慮すべき事項) 1 燃料補給 (中略)	記載の考え方 (1) 大容量空冷式発電機用燃料タンク等への燃料（重油）補給 (中略)	記載内容の概要 ・規定済（既存） ・保安規定に基づく保修業務要領（既存）
1.14.2.4 燃料の補給手順等 (中略)		1.14.2.4 燃料の補給手順等 (中略)		c. 操作の成立性 (中略)		2 燃料の管理 「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」及び表-13「重大事故等の収束に必要な手順等」に示す燃料（重油）も含む水の供給手順等に示す燃料（重油）も含め、燃料油貯油所、燃料油貯蔵タンク、大容量空冷式発電機用燃料タンクの貯油量を管理する。  (以下、省略)	規定期間（変更なし） ・規定済（既存） ・保安規定に基づく保修業務要領（既存）
重大事故等時7日間運転継続するためには、重要な燃料（重油）の備蓄量として、「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」及び表-13「重大事故等の収束に必要な手順等」に示す燃料（重油）も含む水の供給手順等に示す燃料（重油）も含め、燃料油貯油所、燃料油貯蔵タンク、大容量空冷式発電機用燃料タンク（約20t、1基）を管理する。		(以下、省略)		(以下、省略)		(以下、省略)	

【追補 1.17 監視測定等に関する手順等】

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
第10.1表（添付書類は第5.1.1表） 1.17 監視測定等に関する手順等 (中略)	1.17.2 重大事故等時の手順等 1.17.2.1 放射性物質の濃度及び放射線量の測定の手順等 (中略) (2) 可搬型モニタリングポストによる放射線量の代替測定 の代替測定 (中略)	2 可搬型モニタリングポストによる放射線量 の代替測定 (中略)	b. 操作手順 可搬型モニタリングポストによる放射線量の代替測定を行う手順の概要是以下のとおり。このタイムチャートを第 1.17.3 図に示す。 ① 安全管理班長は、手順着手の判断基準に基づき、安全管理班に可搬型モニタリングポストによる放射線量の代替測定の開始を指示する。 ② 安全管理班は、緊急時対策棟（指揮所）内に設置する緊急時対策所（以下「緊急時対策所（指揮所）」といいう。）又は緊急時対策棟内に設置する緊急時対策所（以下「緊急時対策所（緊急時対策棟内）」といいう。）に移動し、監視局ハンドコンを起動する。 ③ 安全管理班は、必要とする数量の可搬型モニタリングポスト本体、バッテリ部及び衛星携帯アンテナ部を車等に積載し、測定場所まで運搬・配置し、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）までデータが伝送されないことを確認し、監視・測定を開始する。 ④ 安全管理班は、可搬型モニタリングポストの記録装置（電子メモリ）に測定データを記録し、保存する。なお、記録装置の電源が切れた場合でも電子メモリ内の測定データは消失しない。 ⑤ 安全管理班は、使用中に充電池の残量が少ない場合、予備の充電池と交換する。（連続 7 日間以上使用可能） (以下、省略)	・建屋名称の変更を行う。 ・放射線管理基準（既存） ・放射線管理要領（既存） 【可搬型モニタリングポストによる代替測定】 ・運転基準（既存） 【警報確認】	

設置変更許可申請書【本文】 H29. 02. 08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29. 02. 08 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	原子炉施設保安規定 記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p><u>原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合、海側敷地境界附近を含み原炉格納施設を囲む8方位の放射線量は、可搬型エリヤモニタにより測定し、及び測定結果を記録する。可搬型エリヤモニタの配置位置を第1.17.4図に示す。</u></p> <p><u>また、1台を緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策機関内の加圧判断用のエリヤモニタとして使用する。</u></p> <p>(中略)</p> <p>b. 操作手順</p> <p>可搬型エリヤモニタによる放射線量測定を行う手順の概要是以下のとおり。このタイムチャートを第1.17.5図に示す。</p> <p>① 安全管理班長は、手順着手の判断基準に基づき、安全管理班に可搬型エリヤモニタによる放射線量の測定開始を指示する。</p> <p>② 安全管理班は、必要とする数量の可搬型エリヤモニタ、記録装置、送信器、中継器及び信器を車等に積載し、保管場所である緊急時対策機関（指揮所）又は緊急時対策所まで運搬・配置し、監視・測定を開始する。中継器は、通信を考慮した場所に取り付ける。</p> <p>③ 安全管理班は、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策機関内）に移動し、監視員と連絡し、データが伝送されていることを確認する。</p> <p>④ 安全管理班は、可搬型エリヤモニタの記録装置（電子メモリ）に測定データを記録し、保存する。なお、記録装置の電源が切れた場合でも電子メモリ内の測定データは消失しない。</p> <p>安全管理班は、運用中に乾電池の残量が少ない場合は、予備の乾電池と交換する。（連続7日間以上使用可能）</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>(3) 原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合、海側敷地境界附近を含み原炉格納施設を囲む8方位の放射線量は、可搬型エリヤモニタにより測定し、並びにその測定結果を記録する。可搬型エリヤモニタの配置位置を第1.17.4図に示す。</p> <p>また、1台を緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策機関内の加圧判断用のエリヤモニタとして使用する。</p> <p>(中略)</p>	<p>3 可搬型エリヤモニタによる放射線量の測定（規定済）</p>	<p>記載すべき内容</p>	<p>記載の考え方</p>	<p>該当規定文書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>非常事態対策基準（既存）</li> <li>放射線管理基準（既存）</li> <li>放射線管理要領（既存）</li> </ul> <p>建屋名称の変更を行う。</p>

設置変更許可申請書【本文】 H29. 02. 08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29. 02. 08 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	該当規定文書 記載の考え方	社内規定文書 記載内容の概要
	(4) 放射性物質の濃度の代替測定 a. 放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の測定 (中略)	4 放射性物質の濃度の代替測定 (1) 放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の測定		
	(c) 操作の成立性 上記の対応は、安全管理班 2 名にて実施し、一連の作業（1箇所あたり）の所要時間は、試料採取を実施する発電所敷地内及び発電所敷地境界付近で、最大約 1 時間と想定する。 <u>円滑に作業ができるよう、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策所内）との連絡用に通信設備等を整備する。</u> (以下、省略)			<ul style="list-style-type: none"> <li>非常事態対策基準（既存）</li> <li>技術基準（既存）</li> <li>通信連絡設備管理要領（既存）</li> <li>建屋名称の変更を行う。</li> </ul>
	(5) 放射能測定装置等による放射性物質の濃度及び放射線量の測定 (中略)	5 放射能測定装置等による放射性物質の濃度及び放射線量の測定 (中略)	(1) 放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の測定 (2) 放射能測定装置による水中の放射性物質の濃度の測定	<ul style="list-style-type: none"> <li>非常事態対策基準（既存）</li> <li>技術基準（既存）</li> <li>通信連絡設備管理要領（既存）</li> <li>建屋名称の変更を行う。</li> </ul>
	(c) 操作の成立性 上記の対応は、安全管理班 2 名にて実施し、一連の作業（1箇所あたり）の所要時間は、試料採取を実施する発電所敷地内及び発電所敷地境界付近で、最大約 1 時間と想定する。 <u>円滑に作業ができるよう、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策所内）との連絡用に通信設備等を整備する。</u>			<ul style="list-style-type: none"> <li>非常事態対策基準（既存）</li> <li>技術基準（既存）</li> <li>通信連絡設備管理要領（既存）</li> <li>建屋名称の変更を行う。</li> </ul>
	b. 放射能測定装置による水中の放射性物質の濃度の測定 (中略)			
	(c) 操作の成立性 上記の対応は、安全管理班 3 名にて実施し一連の作業の所要時間は、約 3 時間と想定する。 <u>円滑に作業ができるよう、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策所内）との連絡用に通信設備等を整備する。</u>			<ul style="list-style-type: none"> <li>非常事態対策基準（既存）</li> <li>技術基準（既存）</li> <li>通信連絡設備管理要領（既存）</li> <li>建屋名称の変更を行う。</li> </ul>

## 【追補 1.17 監視測定等に関する手順等】

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	該当規定文書 記載の考え方	社内規定文書 記載内容の概要
c. 放射能測定装置による土壤中の放射性物質の濃度の測定手順 (中略)	(3) 放射能測定装置による土壤中の放射性物質の濃度の測定手順 (中略)			
(c) 操作の成立性 上記の対応は、安全管理班 2 名にて実施し、一連の作業（1箇所あるたり）の所要時間は、試料採取を実施する発電所敷地内及び発電所敷地境界付近で、最大約 1 時間と想定する。 <u>田舎に作業ができるよう、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策所）との連絡用に通信設備等を整備する。</u>			<ul style="list-style-type: none"> <li>非常事態対策基準（既存）</li> <li>放射線管理基準（既存）</li> <li>放射線管理要領（既存）</li> <li>技術基準（既存）</li> <li>通信連絡設備管理要領（既存）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建屋名称の変更を行う。</li> </ul>
d. 海上モニタリング測定 (中略)	(4) 海上モニタリング測定 (中略)			
(c) 操作の成立性 上記の対応のうち、小型船舶が海面に着水するまでの時間は約 2 時間と想定する。その後の放射線量及び放射性物質の濃度の測定は、安全管管理班 2 名にて実施し、一連の作業（1箇所あたり）の所要時間は、発電所近くで約 2 時間と想定する。 <u>田舎に作業ができるよう、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策所）との連絡用に通信設備等を整備する。</u>			<ul style="list-style-type: none"> <li>非常事態対策基準（既存）</li> <li>技術基準（既存）</li> <li>通信連絡設備管理要領（既存）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建屋名称の変更を行う。</li> </ul>
(対応手段等) ・風向、風速その他の気象条件の測定	1. 17.2.2 風向、風速その他の気象条件の測定 の手順等 (中略)	(対応手段等) 風向、風速その他の気象条件の測定 (中略)	1 可搬型気象観測装置による気象観測項目 の代替測定 (中略)	<ul style="list-style-type: none"> <li>技術基準（既存）</li> <li>気象観測装置関連業務要領（既存）</li> </ul>
	(1) 可搬型気象観測装置による気象観測項目の代替測定 b. 操作手順 可搬型気象観測装置による風向・風速・日射量・放射収支量・雨量の代替測定を行う手順の概要是以下のとおり。このチャートを第 1.17.13 図に示す。 ① 総括班長は、手順着手の判断基準に基づき、総括班に可搬型気象観測装置による風向・風速・日射量・放射収支量・雨量の代替測定の開始を指示する。 ② 総括班は、可搬型気象観測装置一式を			<ul style="list-style-type: none"> <li>建屋名称の変更を行う。</li> </ul>

設置変更許可申請書【本文】 H29. 02. 08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29. 02. 08 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	<p>車等に積載し、保管場所である緊急時対策棟から指定の場所まで運搬・配置する。</p> <p>③ 総括班は、可搬型気象観測装置と通信機器を接続し、それをぞれの電源を投入後、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）までデータが伝送されていることを確認し、測定を開始する。</p> <p>④ 総括班は、可搬型気象観測装置の記録装置（電子メモリ）に測定データを記録し、保存する。</p> <p>なお、記録装置の電源が切れた場合でも電子メモリ内の測定データは消失しない、</p> <p>⑤ 総括班は、使用中に充電池の残量が少ない場合は、予備の充電池と交換する。 (連続約 12 時間使用可能)</p> <p>（以下、省略）</p>				

上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容（本文十号 + 添付書類十）

設置変更許可申請書【本文】 H29. 02. 08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29. 02. 08 許可	原子炉施設保安規定 操作手順 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (緊急時対策所(緊急時対策棟内))	記載すべき内容 添付3 表一18	記載の考え方	該当規定文書 社内規定文書 記載内容の概要
第10.1表 (添付書類は第5.1.1表)					
1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (緊急時対策所(緊急時対策棟内))		(方針目的) <b>緊急時対策所(緊急時対策棟内)</b> に関する手順等 重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行なう旨より、重大事故等に対処するための対応手順等を示すとともに、発電所の内外の通信連絡を行うことによる場所と通信連絡し、重大事故等に対処するための機械等を維持する等のために必要な数の要員を収容する等の緊急時対策本部としての機能を確保、必要な指示及び通信連絡、必要な数の要員の収容、代替電源設備からの給電に関する手順等を整備する。	① 方針目的 緊急時対策所(緊急時対策棟内)において重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行なう旨より、重大事故等に対処するための対応手順等を示すとともに、発電所の内外の通信連絡を行うことによる場所と通信連絡し、重大事故等に対処するための機械等を維持する等のために必要な数の要員を収容する等の緊急時対策本部としての機能を確保、必要な指示及び通信連絡、必要な数の要員の収容、代替電源設備からの給電を行うこととする。  ② 対応手段等 居住性の確保 緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、緊急時対策所非常用空気浄化設備による放射性物質の侵入低減、代替緊急時対策所による希ガス等の放射性物質の侵入低減、代替緊急時対策所の放射線防護措置等により、重大事故等に対処するための被ばく指示を行なう旨緊急時対策本部より緊急時対策所を7日間で100mSvを超えないよう指示する。また、以下の手順等により緊急時対策所(緊急時対策棟内)の居住性を確保する。 多様性拡張設備を使用した運用手順及び運用手順の詳解的な内容等について、設置変更許可申請書の変更内容を規定文書に反映する。	・建屋名称の変更を行う。 ・非常事態対策基準(既存) ・非常事態対策要領(既存)	・建屋名称の変更を行う。 ・非常事態対策基準(既存) ・非常事態対策要領(既存) ・放射線管理基準(既存) ・放射線管理要領(既存)
		1.18.2 重大事故等時の手順等 1.18.2.1 居住性を確保したための手順等 重大事故が発生した場合においても、重大事故等に対処するためには、 <b>重大事故等の被ばく線量を7日間で100mSvを超えないように緊急時対策所へい(緊急時対策所(緊急時対策棟内))</b> 、緊急時対策所の被ばく線量を7日間で100mSvを超えないよう(緊急時対策所(緊急時対策棟内))に運送車、酸素濃度計、搬型エアモニタ(加圧判断用)により、緊急時対策所(緊急時対策棟内)に向かって放出される放射性物質量を測定、監視し、緊急時対策所加圧設備、緊急時対策所の放射性物質等が放出された場合、可燃性ガス等の放射性物質等を防護する。 環境に放射性物質等が必要な居住性を確保する場合、可燃性ガス等の放射性物質が緊急時対策所(緊急時対策棟内)内に侵入しても、緊急時対策所エアモニタにて監視、測定することにより、緊急時対策所(緊急時対策棟内)内への放射性物質の侵入を低減する。 緊急時対策所(緊急時対策棟内)内が事故対策のための活動による放射性物質(二酸化炭素濃度)の範囲にあることを把握する。これらを踏まえ事故状況の進展に応じた手順とする。	1. 緊急時対策所(緊急時対策棟内)立上げの手順 重大事故が発生するおそれがある場合等	1. 緊急時対策所(緊急時対策棟内)立上げの手順 緊急時対策本部は、緊急時対策所(緊急時対策本部)の変更を行う。 ・建屋名称の変更を行う。 ・非常事態対策基準(既存) ・非常事態対策要領(既存)	

設置変更許可申請書【本文】 H29. 02. 08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29. 02. 08 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書 (既存)	社内規定文書 記載内容の概要
* 緊急時対策所（緊急時対策本部）を使用して、緊急時対策所（緊急時対策棟内）を立上げるための手順を整備する。 ※ 緊急時体制が発令され、緊急時対策本部が設置される場合として、運転時の異常な過渡変化、設計基準事故も含める。	a. 緊急時対策所非常用空気淨化設備運転手順 緊急時対策所非常用空気淨化設備運転手順を起動するとともに、緊急時対策（緊急時対策棟内）内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を開始し、測定結果に応じ、換気率を調整する。また、ブルーム放出台時の緊急時対策所非常用空気淨化設備から緊急時対策所加工設置への切替え又は、緊急時対策所加工設備の系統構成等の準備を行う。 全交流動力電源喪失時は、代替交流電源用空気淨化設備を起動する。	(1) 手順 緊急時対策所非常用空気淨化設備運転手順を起動し、放射性物質の侵入を低減する。 設置所から電源により、緊急時対策所非常用空気淨化設備を起動する。	・規定済（変更なし） 緊急時対策本部は、居住性確保に必要な扇の閉止を行った後、緊急時対策所非常用空気淨化設備を起動し、放射性物質の侵入を低減する。 代替交流電源設備から電源により、緊急時対策所非常用空気淨化設備を起動する。	・規定済（変更なし） 緊急時対策本部（既存） ・非常事態対策要領（既存）	・規定済（変更なし） ・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存）
* 緊急時対策所（緊急時対策棟内）を立ち上げる場合、緊急時対策所非常用空気淨化設備を起動するとともに、緊急時対策（緊急時対策棟内）内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を開始し、測定結果に応じ、換気率を調整する。また、ブルーム放出台時の緊急時対策所非常用空気淨化設備から緊急時対策所加工設置への切替え又は、緊急時対策所加工設備の系統構成等の準備を行う。 全交流動力電源喪失時は、代替交流電源用空気淨化設備を起動する。	(a) 手順着手の判断基準 <u>緊急時対策所（緊急時対策棟内）の立て時。</u>	(a) 操作手順 緊急時対策所（緊急時対策棟内）立上げ時の緊急時対策所非常用空気淨化設備運転手順は以下のとおり。緊急時対策所非常用空気淨化設備の概念図を第1.18.2図に、手順のタイムチャートを第1.18.5図に示す。 ① 本部長は、作業着手の判断基準に基づき総括班長に緊急時対策所非常用空気淨化設備の起動を指示する。 ② 総括班長は、緊急時対策所非常用空気淨化設備を起動する。	・規定済（変更なし） 緊急時対策所非常用空気淨化設備運転手順（既存） ・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存）	・規定済（変更なし） ・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存）	・規定済（変更なし） ・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存）
	(b) 操作手順 上記の対応は総括班他1名で行い、一連の操作完了まで約20分と想定する。	(b) 操作手順 緊急時対策所（緊急時対策棟内）内給排気ダンパー操作し、緊急時対策所（緊急時対策棟内）内の流量（指揮所：40~50m <sup>3</sup> /min、休息所：17~25m <sup>3</sup> /min）を調整することとともに、緊急時対策所（緊急時対策棟内）内の圧力を微正圧（指揮所：100Pa/gage、休息所：100Pa/gage）に調整する。	・規定済（変更なし） 緊急時対策所（緊急時対策棟内）内給排気ダンパー操作（既存） ・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存）	・規定済（変更なし） 緊急時対策所（緊急時対策棟内）内給排気ダンパー操作（既存） ・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存）	・規定済（変更なし） 緊急時対策所（緊急時対策棟内）内給排気ダンパー操作（既存） ・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存）
	(c) 操作の成立性 上記の対応は総括班他1名で行い、一連の操作完了まで約20分と想定する。	(c) 操作の成立性 緊急時対策所加工設備による空気供給準備手順 緊急時対策所加工設備の系統構成を行い、漏えい等がないことを確認し、切替えの準備を行う。	・規定済（変更なし） 緊急時対策所加工設備による空気供給準備手順（既存） ・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存）	・規定済（変更なし） 緊急時対策所加工設備による空気供給準備手順（既存） ・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存）	・規定済（変更なし） 緊急時対策所加工設備による空気供給準備手順（既存） ・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存）

設置変更許可申請書【本文】 H29. 02. 08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29. 02. 08 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書 該当事態対策基準 （既存） ・非常事態対策要領 （既存）	社内規定文書 記載内容の概要 ・建屋名称の変更を行う。
(a) 手順着手の判断基準 <b>緊急時対策所（緊急時対策棟内）の立上げ時。</b>					
(b) 操作手順 緊急時対策所加圧設備による空気供給設備の手順は以下のとおり。緊急時対策所加圧設備による空気供給準備時の概略系統図を第1.18.3図に示す。手順のタイムチャートを第1.18.5図に示す。 ① 本部長は、作業着手の判断基準に基づき総括班長に緊急時対策所加圧設備の系統構成（空気ボンベから室内の空気供給元まで）を指示する。 ② 総括班他是、緊急時対策所加圧設備の系統構成を行い、各部の漏えい等がないことを確認する。	記載すべき内容	記載の考え方	非常事態対策基準 （既存） ・非常事態対策要領 （既存）	規定済（変更なし） ・規定済（変更なし）	
(c) 操作の成立性 上記の対応は総括班他5名で行い、一連の操作完了まで約30分と想定する。					
c. 緊急時対策所（緊急時対策棟内）内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順 緊急時対策所（緊急時対策棟内）の居住性確保の観点から、緊急時対策所（緊急時対策棟内）内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行ふ手順を整備する。					
(a) 手順着手の判断基準 <b>緊急時対策所非常用空気浄化設備又は緊急時対策所加圧設備を運転している場合。</b>					
(b) 操作手順 緊急時対策所（緊急時対策棟内）内の酸素濃度以下とのおり。 ① 本部長は、作業着手の判断基準に基づき総括班長に緊急時対策所（緊急時対策棟内）内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を指示する。 ② 総括班他是、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計にて緊急時対策所（緊急時対策棟内）内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を開始する。 ③ 総括班長は、緊急時対策所（緊急時対策棟内）内の酸素濃度が18%以上又は二酸化炭素濃度が0.5%以下を維持できない場合は、給排換気ダンパーの開度調整により換気率を調整する。 なお、緊急時対策所加圧設備を使用している場合において、酸素濃度が19%以上又は二酸化炭素濃度が1.0%以下を維持できない場合は、緊急時対策所（緊急時対策棟内）内に設置されている空気					

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
(c) 操作の成立性 上記の対応は、緊急時対策所（緊急時対策棟内）内にて総括班他1名で操作を行うことが可能である。室内での測定、並びにダンバの調整のみであるため、短時間での対応が可能である。	(2) 原子力災害対策特別措置法第10条事象発生時の手順 原子力災害対策特別措置法第10条事象が発生した場合に、緊急時対策所（緊急時対策棟内）内へ放射性物質等の侵入量が微量のうち検知するため、緊急時対策所（緊急時対策棟内）内へ緊急時対策所エリアモニタを設置する手順を整備する。 1号炉及び2号炉格納容器の周囲8方位を開むように配備する可搬型エリアモニタのうち、1号炉及び2号炉格納容器と緊急時対策所エリアモニタ（加圧判断用）を設置し、放射線量の測定を行なう。	2 原子力災害対策特別措置法第10条特別措置法第10条特定事象が発生した場合に、緊急時対策所（緊急時対策棟内）内へ緊急時対策所エリアモニタを設置する手順 緊急時対策所エリアモニタは緊急時対策所（緊急時対策棟内）内を加圧するための判断に用いる。可搬型エリアモニタ（加圧判断用）を設置する手順は、表-17「監視測定等に関する手順等」参照。	・建屋名称の変更を行う。 ・建屋名称の変更を行う。 ・建屋名称の変更を行う。 ・建屋名称の変更を行う。	非常事態対策基準 (既存) ・非常事態対策要領 (既存) ・放射線管理基準（既存） ・放射線管理要領（既存）	・建屋名称の変更を行う。
(c) 操作の成立性 上記の対応は、緊急ラインの空気ボンベ流量調節弁及び排気ダンバの開度調整により、空気流入量を調整する。	(2) 原子力災害対策特別措置法第10条事象発生時の手順 原子力災害対策特別措置法第10条事象が発生した場合に、緊急時対策所（緊急時対策棟内）内へ緊急時対策所エリアモニタ（加圧判断用）を設置し、放射線量の測定を行なう。	a. 緊急時対策所エリアモニタ設置手順 (a) 手順着手の判断基準 原子力災害対策特別措置法第10条事象が発生した場合。 (b) 操作手順 緊急時対策所エリアモニタ設置手順は以下のとおり。タイムチャートを第1.18.6図に示す。 ① 本部長は、作業着手の判断基準に基づき安全管理班に緊急時対策所エリアモニタ設置を指示する。 ② 安全管理班は、緊急時対策所エリアモニタを設置し、起動する。	a. 緊急時対策所エリアモニタ設置手順 (a) 手順着手の判断基準 原子力災害対策特別措置法第10条事象が発生した場合。 (b) 操作手順 緊急時対策所エリアモニタ設置手順は以下のとおり。タイムチャートを第1.18.6図に示す。 ① 本部長は、作業着手の判断基準に基づき安全管理班に緊急時対策所エリアモニタ設置を指示する。 ② 安全管理班は、緊急時対策所エリアモニタを設置し、起動する。	非常事態対策基準 (既存) ・非常事態対策要領 (既存) ・放射線管理基準（既存） ・放射線管理要領（既存）	・建屋名称の変更を行う。
(c) 操作の成立性 上記の対応は緊急時対策所（緊急時対策棟内）内にて安全管理班2名で行い、一連の操作完了まで約60分をと想定する。 (以下、省略)	(3) 重大事故が発生した場合の放射線防護等に關する手順等 重大事故が発生した場合、重大事故等が発生した場合、重大事故等に対処するためには必要な指示を行なう緊急時対策本部等に必要性を確保する措置を行なう。	3 重大事故が発生した場合の放射線防護等に關する手順等 重大事故が発生した場合、重大事故等が発生した場合、重大事故等に対処するためには必要な指示を行なう緊急時対策本部等に必要性を確保する措置を行なう。	非常事態対策基準 (既存) ・非常事態対策要領 (既存)	・建屋名称の変更を行う。	・建屋名称の変更を行う。

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>a. 緊急時対策所（緊急時対策棟内）にとどまる要員について、ブルーム通過中のにおいても、緊急時対策所（緊急時対策棟内）にとどまる要員は、休憩、仮眠をとるための交代要員を考慮して、重大事故等による登電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な要員 38 名の合計 87 名と想定している。</p> <p>ブルーム放出のおそれがある場合、本部能入数（100 名）の範囲で緊急時対策所（緊急時対策棟内）にとどまる要員を判断する。</p> <p>・可搬型エリアモニタの指示上昇や肝心損傷が生じる等、ブルーム放出のおそれがあると判断した場合、パラメータの監視強化及び緊急時対策所加圧設備への切替準備からの緊急時対策所加圧設備を行なう。</p>	<p>(1) 緊急時対策所（緊急時対策棟内）にとどまる緊急時対策本部要員は、可搬型エリアモニタの指示上昇や肝心損傷が生じる等、ブルーム放出のおそれがある場合、以下の範囲で緊急時対策所（緊急時対策棟内）に最大収容可能人数の範囲で緊急時対策所（緊急時対策棟内）にとどまる要員を判断する。</p> <p>ブルーム通過中ににおいても、緊急時対策所（緊急時対策棟内）にとどまる要員を考慮して、重い事故等に対処するために必要な指示を行なう緊急時対策本部要員を考慮して、重い事故等に対処するために必要な放射性物質の拡散を抑制するたために必要な緊急時対策本部要員とする。</p> <p>(2) 緊急時対策所加圧設備への切替準備手順</p> <p>ブルーム放出のおそれがある場合、ブルーム放出による加圧操作の要員配置を行なうための手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>ブルーム放出前の段階において、直接接続、スカイシヤイン線により、原子炉格納施設と緊急時対策所（緊急時対策棟内）の間 8 方位に設置する可搬型エリアモニタのうち可搬型エリアモニタ（加圧判断用）の指示が <math>0.1\text{mSv/h}</math> 以上となつた場合。</p> <p>・中央制御室から肝心損傷が生じた旨の連絡、情報があつた場合。又は、緊急時対策所（緊急時対策棟内）内でのプラント状態監視の結果、本部長が肝心損傷の可能性を踏まえ、ブルーム放出に備える必要があると判断した場合。</p> <p>・肝心損傷前であつて中央制御室から原子炉格納容器破損が生じた旨の連絡、情報があつた場合。又は、緊急時対策所（緊急時対策棟内）内でのプラント状態監視の結果、本部長が原子炉格納容器破損の可能性を踏まえ、ブルーム放出に備える必要があると判断した場合。</p>	<p>・建屋名称の変更を行う。</p> <p>・非常事態対策基準（既存）</p> <p>・非常事態対策要領（既存）</p> <p>・非常事態対策基準（既存）</p> <p>・非常事態対策要領（既存）</p>	<p>・建屋名称の変更を行う。</p> <p>・非常事態対策基準（既存）</p> <p>・非常事態対策要領（既存）</p>	<p>・建屋名称の変更を行う。</p> <p>・非常事態対策基準（既存）</p> <p>・非常事態対策要領（既存）</p>	<p>・建屋名称の変更を行う。</p>

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
(b) 操作手順	(b) ブルーム放出のおそれがある場合に実施する手順は以下のとおり。タイムチャートを第1.18.7図に示す。 ① 本部長は、作業着手の判断基準に基づき、ブルーム放出に備え、総括班他へバラメータの監視強化及び空気ボンベによる加圧操作の要員配置を指示する。 ② 総括班他は緊急時対策所エリアモニタ及び可搬型エリアモニタ（加圧判断用）の監視強化を行ふ。 ③ 総括班他は加圧操作の要員を配置する。	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書 規定済	・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存） ・建屋名称の変更を行ふ。 変更なし
(c) 操作の成立性	上記の対応は緊急時対策所（緊急時対策所内）にて総括班他3名で行う。室内での要員の配置等のみであるため、短時間での対応が可能である。 なお、直接録、スカイシヤイン線では8方位に設置する可搬型エリアモニタのうち複数台の指示上昇が予想されることから、可搬型エリアモニタ（加圧判断用）以外の可搬型エリアモニタ指示値も参考とする。	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書 規定済	・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存） ・建屋名称の変更を行ふ。
(d) 手順着手の判断基準	c. 緊急時対策所加圧設備への切替手順 原子炉格納容器から希ガス等の放射性物質が放出され、緊急時対策所（緊急時対策所内）に接近した場合、緊急時対策所（緊急時対策所内）の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定結果に応じ、空気流入量を調整する。 e. 可搬型エリアモニタ（加圧判断用）及び緊急時対策所エリアモニタの指示が上昇した場合、速やかに緊急時対策所加圧設備へ切り替えるとともに、緊急時対策所（緊急時対策所内）内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定結果に応じ、空気流入量を調整する。	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書 規定済	・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存） ・建屋名称の変更を行ふ。
(e) 操作手順	(a) 手順着手の判断基準 以下のいずれかに該当した場合。 ・可搬型エリアモニタ（加圧判断用）の指示が30mSv/h以上となつた場合。 ・緊急時対策所エリアモニタの指示が0.5mSv/h以上となつた場合。  (b) 操作手順 緊急時対策所加圧設備により緊急時対策所（緊急時対策所内）内を加圧する手順の概要は以下のとおり。緊急時対策所加圧設備運転時の概略系統図を第1.18.4図、タイムチャートを第1.18.8図に示す。 ① 本部長は、作業着手の判断基準に基づき、総括班他に緊急時対策所加圧設備に上る緊急時対策所（緊急時対策所内）内の加圧を実施する手順を整備する。 ② 総括班他は、緊急時対策所非常用空気供給装置を指示する。	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書 規定済	・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存） ・建屋名称の変更を行ふ。

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
	(3) 緊急時対策所は、緊急時対策所（緊急時対策所内）内の換気を停止とする。 ③ 緊急時対策所は、緊急時対策所（緊急時対策所内）内の流量調節弁及び排気ダンバを操作し、緊急時対策所（緊急時対策所内）内の流量（指揮所：10.7m <sup>3</sup> /min以上、休憩所：3.9m <sup>3</sup> /min以上）を調整するとともに、緊急時対策所（緊急時対策所内）内を微正圧（指揮所：100Pa/gage）、休憩所：100Pa/gage）に調整する。 なお、緊急時対策所非常用空気淨化設備又は緊急時対策所加压装置設備の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の監視手順については、「(1) 緊急時対策所（緊急時対策所内）立ち上げの手順 c. 緊急時対策所（緊急時対策所内所）内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の監視手順」に示す。				
	(c) 操作の成立性 上記の対応は、緊急時対策所（緊急時対策所内）内にて、総括班他3名で行い、一連の操作完了まで約2分と想定する。				
	d. 緊急時対策所非常用空気淨化設備への切替手順 緊急時対策所（緊急時対策所内）周辺から希ガスの影響が減少した場合、緊急時対策所（緊急時対策所内）の換気を開始する手順を整備する。				
	(a) 手順着手の判断基準 可搬型エリヤモニタ（加压判断用）及び緊急時対策所エリヤモニタにて空気吸収線量率等を総括班員が監視し、その指示値がアーム接近時の指示値に比べ急激に低下した場合。				
	(b) 操作手順 緊急時対策所加压設備所から緊急時対策所非常用空気淨化設備に切り替える手順は以下のとおり。概略系統図を第1.18.9図を第1.18.9図、ダイムチャートを第1.18.9図に示す。 ① 本部長は、作業着手の判断基準に基づき、総括班長に緊急時対策所加压設備への切替えを指示する。 ② 総括班は、緊急時対策所非常用空気淨化設備へ切替えを開始する。 ③ 総括班は、必要により、緊急時対策所内換気を開始する。				

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要
	<p>所（緊急時対策所内所）内の給排水ダンバを操作し、緊急時対策所（緊急時対策所内）内の流量（指揮所：40～50m<sup>3</sup>/min、休憩所：17～25m<sup>3</sup>/min）を調整する。</p> <p>④ 総括班者は、緊急時対策所（緊急時対策所内）内の空気供給元弁を閉じし、緊急時対策所加圧設備による加圧を停止する。</p> <p>⑤ 総括班者は、必要により、緊急時対策所（緊急時対策所内）内の給排水ダンバを操作し、緊急時対策所（緊急時対策所内）内を微正圧（指揮所：100Pa gage、休憩所：100Pa gage）に調整する。</p> <p>なお、緊急時対策所非常用空気淨化装置又は緊急時対策所加圧設備通路の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の監視手順については、「(1) 緊急時対策所（緊急時対策所内）立ち上げの手順 C・緊急時対策所（緊急時対策所内）内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順」に示す。</p>	(c) 操作の成立性 上記の対応は、緊急時対策所（緊急時対策所内）内にて、総括班他3名で行い、連の操作完了まで約2分と想定する。 なお、緊急時対策所非常用空気淨化装置への切替えを判断する場合は、モニタリングスデーシヨン、モニタリングボスト、可搬型モニタリングボスト及び可搬型エリヤモニタ（加圧判断用）以外の可搬型エリヤモニタの指示値も参考とする。		<ul style="list-style-type: none"> <li>非常事態対策基準（既存）</li> <li>非常事態対策基準（既存）</li> </ul>
1.18.2.2 重大事故等に対処するためには、必要な指示及び通信連絡に従事する場合において、重大事故等が発生した場合において、重大事故等に対処するためには必要な指示を行いうべき事項等が、緊急時対策所（緊急時対策所内）の情報収集設備及び通信連絡設備により、必要なデータ等を監視又は収集し、重大事故等に対処するためには必要な情報を把握するとともに、重大事故等に対処するための対策の検討を行う。 また、重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を、緊急時対策所（緊急時対策所内）に保管する。当該資料は常に最新となるよう通常時から維持、管理する。 重大事故等が発生した場合、緊急時対策所（緊急時対策所内）の通信連絡設備を有する場所より、発電所内外の通信連絡を実行する。 全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備から給電により緊急時対策所（緊急時対策所内）の情報収集設備及び通信連絡設備	(対応手段等) 必要な指示及び通信連絡 重大事故等が発生した場合、重大事故等に対処するためには必要な指示を行いうべき事項等が、緊急時対策所（緊急時対策所内）の情報収集設備及び通信連絡設備により、必要なデータ等を監視又は収集し、重大事故等に対処するためには必要な情報を把握するとともに、重大事故等に対処するための対策の検討を行う。 また、重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を、緊急時対策所（緊急時対策所内）に保管する。当該資料は常に最新となるよう通常時から維持、管理する。 重大事故等が発生した場合、緊急時対策所（緊急時対策所内）の通信連絡設備を有する場所より、発電所内外の通信連絡を実行する。 全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備から給電により緊急時対策所（緊急時対策所内）の情報収集設備及び通信連絡設備	<p>必要な指示及び通信連絡 重大事故等に対処するためには必要な指示を行いうべき事項等が、緊急時対策所（緊急時対策所内）の情報収集設備及び通信連絡設備により、必要なデータ等を監視又は収集し、重大事故等に対処するためには必要な情報を把握するとともに、重大事故等に対処するための対策の検討を行う。</p> <p>また、重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を、緊急時対策所（緊急時対策所内）に保管する。当該資料は常に最新となるよう通常時から維持、管理する。</p> <p>重大事故等が発生した場合、緊急時対策所（緊急時対策所内）の通信連絡設備を有する場所より、発電所内外の通信連絡を実行する。</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備から給電により緊急時対策所（緊急時対策所内）の情報収集設備及び通信連絡設備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建屋名称の変更を行う。</li> <li>非常事態対策基準（既存）</li> <li>非常事態対策基準（既存）</li> <li>技術基準（既存）</li> <li>通信連絡設備管理要領（既存）</li> </ul>	

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可	原原子炉施設保安規定 情報収集設備及び通信連絡設備へ給電する。	記載すべき内容 （頻繁）の情報収集設備及び通信連絡設備へ給電する。	記載の考え方 原子炉施設保安規定 記載すべき内容	該当規定文書 記載内容の概要 社内規定文書
(1) <b>緊急時対策所（緊急時対策棟内）</b> 情報収集設備によるプラントパラメータ等の監視手順による重大事故等が発生した場合、 <b>緊急時対策所（緊急時対策棟内）</b> 情報収集設備である緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDSデータ表示装置により重大事故等に対処するため必要なプラントパラメータ等を監視する。	(1) 緊急時対策所（緊急時対策棟内）情報収集設備によるプラントパラメータ等の監視手順による重大事故等が発生した場合、 <b>緊急時対策所（緊急時対策棟内）</b> 情報収集設備である緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDSデータ表示装置により重大事故等を監視する。	a. 手順着手の判断基準 <u>緊急時対策所（緊急時対策棟内）の立て上げ時。</u>	（頻繁）の情報収集設備及び通信連絡設備へ給電する。	・建屋名称の変更を行う。 ・建屋名称の変更を行う。	・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存） ・技術基準（既存） ・通信連絡設備管理要領（既存） ・建屋名称の変更を行う。
b. 操作手順	（緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）については、常時、伝送が行われており、SPDSデータ表示装置を起動し、監視する手順は以下のとおり。 <b>緊急時対策所（緊急時対策棟内）</b> 情報収集設備を第1.18.10図に示す。① 総括他は、作業着手の判断基準に基づきSPDSデータ表示装置の接続を確認し、端末（PC）を起動する。 ② 総括他は、SPDSデータ表示装置にて、各パラメータを監視する。	c. 操作の成立性	（緊急時対策所（緊急時対策棟内）内にて総括他1名で行う。室内での端末起動等のみであるため、短時間での対応が可能であると想定する。	（緊急時対策所（緊急時対策棟内）内にて総括他1名で行う。室内での端末起動等のみであるため、短時間での対応が可能であると想定する。	・建屋名称の変更を行う。 ・建屋名称の変更を行う。
(2) 重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料の整備について	（緊急時対策所（緊急時対策棟内）内にて総括他1名で行う。室内での端末起動等のみであるため、短時間での対応が可能であると想定する。）	(2) 重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料の整備について	（緊急時対策所（緊急時対策棟内）内にて総括他1名で行う。室内での端末起動等のみであるため、短時間での対応が可能であると想定する。）	（緊急時対策所（緊急時対策棟内）内にて総括他1名で行う。室内での端末起動等のみであるため、短時間での対応が可能であると想定する。）	（緊急時対策所（緊急時対策棟内）内にて総括他1名で行う。室内での端末起動等のみであるため、短時間での対応が可能であると想定する。）
重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を、 <b>緊急時対策所（緊急時対策棟内）</b> に配備し、資料が更新された場合には資料の差し替えを行い、常に最新となるよう通常時から維持、管理する。	（緊急時対策所（緊急時対策棟内）内にて総括他1名で行う。室内での端末起動等のみであるため、短時間での対応が可能であると想定する。）	(3) 通信連絡に關わる手順等	（緊急時対策所（緊急時対策棟内）の通信連絡設備により、中央制御室、屋内外の作業場所、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の登電所内外の通信連絡をするための場所と通信連絡を行いうための手順を整備する。）	（緊急時対策所（緊急時対策棟内）の通信連絡を行いうための手順を整備する。）	（緊急時対策所（緊急時対策棟内）の通信連絡を行いうための手順を整備する。）

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要
施設設備を第1.18.4表に示す。 発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行なうための通信連絡設備の使用方法等、必要な手順等について整備する。	施設設備を第1.18.4表に示す。 発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行なうための通信連絡設備の使用方法等、必要な手順等について整備する。	設備の使用方法等、必要な手順に關する手順等	建屋名称の変更を行う。	・建屋名称の変更を行う。 ・建屋名称の変更を行う。
(対応手段等) 必要な数の要員の収容 緊急時対策所（緊急時対策所内）には、重大事故等に対処するために必要な指示を行なう要員に加え、原子炉格納容器の被損等によるたる緊急時対策所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策等に必要な数の要員を含めた重大事故等に対処するために必要な数の要員として最大100名を収容する。重大事故等に対処するたまでは、重大事故等に対処するため必要な指示を行なう要員と現場作業を行う要員等との輪替を続けるレイアウトとなるよう考慮する。また、要員の収容が満切に行えるようトイレや休憩スペース等を整備するとともに、収容するための放射線管理を行なうための資機材、飲料水、食料等を整備し、維持、管理する。	(対応手段等) 必要な数の要員の収容 緊急時対策所（緊急時対策所内）には、重大事故等に対処するために必要な指示を行なう要員に加え、原子炉格納容器の被損等によるたる緊急時対策所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策等に必要な数の要員を含めた重大事故等に対処するために必要な数の要員として最大100名を収容する。重大事故等に対処するたまでは、重大事故等に対処するため必要な指示を行なう要員と現場作業を行う要員等との輪替を続けるレイアウトとなるようトイレや休憩スペース等を整備する。また、要員の収容が満切に行えるようトイレや休憩スペース等を整備するとともに、収容するための放射線管理を行なうための資機材、飲料水、食料等を整備し、維持、管理する。	必要な数の要員の収容 緊急時対策所（緊急時対策所内）には、原子炉格納容器の被損等によるたる緊急時対策所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策等に必要な数の要員を含めた重大事故等に対処するために必要な数の要員として最大100名を収容する。重大事故等に対処するたまでは、重大事故等に対処するため必要な指示を行なう要員と現場作業を行う要員等との輪替を続けるレイアウトとなるようトイレや休憩スペース等を整備する。また、要員の収容が満切に行えるようトイレや休憩スペース等を整備するとともに、収容するための放射線管理を行なうための資機材、飲料水、食料等を整備し、維持、管理する。	建屋名称の変更を行う。	・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存） ・放射線管理基準（既存） ・放射線管理要領（既存） ・建屋名称の変更を行う。
(1) 放射線管理について a. 放射線管理用資機材の維持管理等について 要員が現場作業を行う要員等との輪替を続けるための対策等に必要な指示を行なう要員と現場作業を行う要員等との輪替を続けるレイアウトとなるようトイレや休憩スペース等を整備する。これより必要な資機材、飲料水、食料等を整備するとともに、必要な手順等の運用を行う。	(1) 放射線管理について a. 放射線管理用資機材の維持管理等について 要員が現場作業を行う要員等との輪替を続けるための対策等に必要な指示を行なう要員と現場作業を行う要員等との輪替を続けるレイアウトとなるようトイレや休憩スペース等を整備する。これより必要な資機材、飲料水、食料等を整備するとともに、必要な手順等の運用を行う。	放射線管理について (1) 放射線管理用資機材の維持管理等について 緊急時対策本部は、重大事故等に対処するため必要な指示を行なう緊急時対策本部要員や現場作業要員の対策要員（総量計、マスケル等）を配備し、維持、管理し、重大事故等時にはこれらを用いて十分な放射線管理を行つ。緊急時対策本部は、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット近傍に可搬型エアモニタを設置し、放射線量を監視する。放射線量が上昇した場合は、周辺に立ち入りを制限する等の対応を行う。	放射線管理について (1) 放射線管理用資機材の維持管理等について 緊急時対策本部は、重大事故等に対処するため必要な指示を行なう緊急時対策本部要員や現場作業要員の対策要員（総量計、マスケル等）を配備し、維持、管理し、重大事故等時にはこれらを用いて十分な放射線管理を行つ。緊急時対策本部は、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット近傍に可搬型エアモニタを設置し、放射線量を監視する。放射線量が上昇した場合は、周辺に立ち入りを制限する等の対応を行う。	放射線管理基準（既存） ・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存） ・放射線管理基準（既存） ・放射線管理要領（既存） ・建屋名称の変更を行う。
・重大事故等に対処するたまには、必要な指示を行なう要員や現場作業を行なう要員等の対策要員の装備（総量計、マスケル等）を配備し、維持、管理し、重大事故等が発生した場合には、防護具等の使用及び管理を適切に運用し、土分的な放射線管理を行つ。 ・重大事故等に対処するたまには、必要な指示を行なう要員や現場作業を行なう要員等の被ばく線量管理を行なうため、カセット線量計を常時装着させるとともに、作業現場の放射線線量測定等を行なう。	・重大事故等に対処するたまには、必要な指示を行なう要員や現場作業を行なう要員等の対策要員の装備（総量計、マスケル等）を配備し、維持、管理し、重大事故等が発生した場合には、防護具等の使用及び管理を適切に運用し、土分的な放射線管理を行つ。 ・重大事故等に対処するたまには、必要な指示を行なう要員や現場作業を行なう要員等の被ばく線量管理を行なうため、カセット線量計を常時装着させるとともに、作業現場の放射線線量測定等を行なう。	また、安全管理班長は、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットの線量を監視するため、可搬型エアモニタを設置する。放射線量が上昇した場合は、周辺に立ち入りを制限する区城を設ける等の対応を行う。	また、安全管理班長は、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットの線量を監視するため、可搬型エアモニタを設置する。放射線量が上昇した場合は、周辺に立ち入りを制限する区城を設ける等の対応を行う。	放射線管理基準（既存） ・放射線管理要領（既存） ・建屋名称の変更を行う。
・緊急時対策所（緊急時対策所内）への汚染の持ち込みを防止するため、身体のサーベイ染及び防護具の着替え等を行うためのチエーンジングエリアを設置するための資機材を整備し、緊急時対策所（緊急時対策所内）の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所（緊急時対策所内）への汚染の持ち込みを防止するため、身体のサーベイ及び防護具の着替え等を行なう。	・緊急時対策所（緊急時対策所内）への汚染の持ち込みを防止するため、身体のサーベイ染及び防護具の着替え等を行うためのチエーンジングエリアの設置及び運用手順、緊急時対策所（緊急時対策所内）全体の汚染の持ち込みを防止するため、身体のサーベイ及び防護具の着替え等を行なう。	（2）チエーンジングエリアの設置及び運用手順、緊急時対策本部は、緊急時対策所（緊急時対策所内）全体の汚染の持ち込みを防止するため、身体のサーベイ及び防護具の着替え等を行なう。	（2）チエーンジングエリアの設置及び運用手順、緊急時対策本部は、緊急時対策所（緊急時対策所内）全体の汚染の持ち込みを防止するため、身体のサーベイ及び防護具の着替え等を行なう。	放射線管理基準（既存） ・放射線管理要領（既存） ・建屋名称の変更を行う。

設置変更許可申請書【本文】 H29. 02. 08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29. 02. 08 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書 非常事態対策要領 (既存)	社内規定文書 ・建屋名称の変更を行う。	
状況下になった場合に運用する。	ためのチエンジングエリアを設置するための資機材を整備し、運用する手順を整備する。	アを設置するための資機材を整備し、緊急時対策所（緊急時対策棟内）の外側が放射性物質により汚染したような状況下になった場合に運用する。	(a) 手順着手の判断基準 <u>原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合。</u>	・放射線管理基準（既存） ・放射線管理要領（既存） ・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存）	(b) 操作手順 チエンジングエリアを設置するための手順は以下とおり。タイムチャートを第1.18.11図に示す。 ① 本部長は、作業着手の判断基準に基づき安全管理班長にチエンジングエリアの設置を指示する。 ② 安全管理班は、養生用シートにてチエンジングエリア設置場所を養生する。 ③ 安全管理班は、各エリアの養生シートを隙間無くテープにて養生する。 ④ 安全管理班は、各エリア間の境界にハリア、粘着マットを設置する。 ⑤ 安全管理班は、脱衣収納容器、GM汚染サーベイメータ等を必要な箇所に設置寸 <sub>2</sub> 。	(c) 操作の成立性 上記の対応は、安全管理班2名で行い、一連の操作完了まで約60分と想定する。チエンジングエリアには、防護具の着替えエリア、安全管理班のチエイエリニア及び現場作業を行う要員等の放射性物質による汚染が確認された場合の除染エリアを設け、安全管理班2名が身体サーべイ及び汚染している現場作業を行う要員等の除染を行うとともに、チエンジングエリアの汚染管理を行う。 なお、身体サーべイを待つ現場作業等を行いう要員等は、周辺からの放射線影響を低減するため、遮へい効果のある緊急対策棟内に待機する。 チエンジングエリア内での身体サーべイで現場作業を行う要員等の放射性物質による汚染が確認された場合には、サーべイエリニアに隣接した除染エリアにて濡れウェス等による拭き取り除染を行うことを基本とするが、拭き取りにて除染ができない場合はシャワーにて汚染部位の水洗による除染を行う。 シャワーを用いた除染による廃水は汚染水槽に保管し、放射性産棄物として廃棄する。

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要
緊急時対策所非常用空気淨化フィルタユニット近傍に可燃型エアモニタを設置し、放射線量を監視する。放射線量が上昇した場合は、周辺に立入りを制限する等の対応を行ふ。	c. 緊急時対策所非常用空気淨化フィルタユニットの切替手順 緊急時対策所非常用空気淨化フィルタユニットの線量が上昇するなど切替えが必要となる場合に起動し、切替えを行ふ場合に、周邊する手順を整備する。	(3) 緊急時対策所非常用空気淨化フィルタユニットの切替手順 緊急時対策本部は、緊急時対策所非常用空気淨化フィルタユニットの線量が上昇するなど切替えが必要となる場合に起動し、切替えを行ふ場合に、周邊する手順を整備する。	・規定済（変更なし） ・緊急時対策所非常用空気淨化フィルタユニットの切替手順 ・緊急時対策本部は、緊急時対策所非常用空気淨化フィルタユニットの線量が上昇するなど切替えが必要となる場合に起動し、切替えを行ふ場合に、周邊する手順を整備する。	・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存） ・建屋名称の変更を行う。
緊急時対策所非常用空気淨化フィルタユニットの線量が上昇する等、押掛ねが必须要れる場合、緊急時対策所非常用空気淨化フィルタユニットを待機側へ切り替え、線量に応じ、交換、保管する。	(a) 手順着手の判断基準 フィルタユニットの線量上昇等により運転中の緊急時対策所非常用空気淨化フィルタユニットの切替えが必要となつた場合。  (b) 操作手順 緊急時対策所非常用空気淨化フィルタユニットを待機側に切り替え、線量に応じ、交換、保管する。	① 手順着手の判断基準 フィルタユニットの線量上昇等により運転中の緊急時対策所非常用空気淨化フィルタユニットの切替えが必要となつた場合。 とおり。タイムチャートを第 1.18.12 図に示す。 ② 総括班他は、緊急時対策所非常用空気淨化フィルタユニットに切り替わることを確認する。 ③ 総括班他は、緊急時対策所非常用空気淨化フィルタユニットに切り替わることを確認する。 ④ 総括班他は、必要により、緊急時対策所（緊急時対策棟内）内の給排気ダンバを操作し、緊急時対策所（緊急時対策棟内）内の流量（指揮所：40～50m <sup>3</sup> /min、休憩所：17～25m <sup>3</sup> /min）を調整するとともに、緊急時対策所（緊急時対策棟内）内の圧力を微正圧（指揮所：100Pa/gage、休憩所 100Pa[gage]）に調整する。	・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存） ・建屋名称の変更を行う。	
(2) 防災課長は、重大事故等に対処するためには、飲料水、食料等について、緊急時対策本部は、少なくとも外部からの支援なしに 1 週間、活動するためには必要な指示を行う要員等が重大事故等の発生	2 飲料水、食料等について、緊急時対策本部は、少なくとも外部からの支援なしに 1 週間、活動するためには必要な指示を行う要員等が重大事故等の発生	・建屋名称の変更を行う。 ・建屋名称の変更を行う。		

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可		原子炉施設保安規定 記載すべき内容		該当規定文書 記載内容の概要	
設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可		記載の考え方		社内規定文書	
<p>・ 少なくとも外部からのお支援なしに1週間、活動するために必要な飲料水及び食料等を備蓄し、維持、管理し、重大事故等が発生した場合を備蓄するとともに、通常時から維持、管理し、重大事故等が発生する。 （緊急時対策所内の環境を確認した上で、飲食の管理を行う。）</p> <p>（対応手段等） 代替電源設備からの給電 全交流動力電源喪失時は、代替電源としてある緊急時対策所用発電機車から給電する。</p> <p>電源確保 全交流動力電源喪失時は、代替電源としてある緊急時対策所（緊急時対策所内）の情報収集設備及び通信連絡設備のうち原子炉建屋内に設置されている機器へ給電する。給電の手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」及び「1.19 通信連絡に関する手順等」にて整備する。</p> <p>緊急時対策所用発電機車は、緊急時対策所（緊急時対策所内）の立ち上げ時に電気ケーブル接続等の準備を行い、全交流動力電源喪失時に起動し緊急時対策所（緊急時対策所内）へ給電を開始する。 緊急時対策所用発電機車は、必要に応じ切替を行ふ。</p>	<p>必要な飲料水及び食料等を備蓄し、維持、管理し、重大事故等が発生した場合は、緊急時対策所（緊急時対策所内）内は、通常時から維持、飲食の管理を行う。</p> <p>多様性拡張設備を使用した運用手順及び運用手順の詳細な内容等について、設置変更許可申請書の変更内容等を規定文書に反映する。</p> <p>代替電源設備からの給電 緊急時対策本部は、全交流動力電源喪失時、代替電源として緊急時対策所（緊急時対策所内）へ給電する。</p> <p>なお、原子炉補助建屋に設置されている緊急時ハブメータ伝送システム（SPDS）の機器については、代替電源として大容量空冷式発電機により給電する。 給電の手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」を参照</p> <p>（1）緊急時対策所用発電機車による給電 （緊急時対策所内）の電源を確保するため代替電源設備である緊急時対策所用登電車（緊急時対策所（緊急時対策所内）へ給電する）の立上げ時に電源ケーブル接続等の準備を行い、全交流動力電源喪失時に起動し緊急時対策所用登電機車には緊急時対策所近傍に設置する緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクより給油する。</p> <p>a. 緊急時対策所用発電機車準備手順 緊急時対策所（緊急時対策所内）立上げ時の電源ケーブル接続及び燃料油供給ホース接続を行う手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 緊急時対策所（緊急時対策所内）の立上げ時。</p> <p>(b) 操作手順</p>	<p>（既存） ・放射線管理基準（既存） ・放射線管理要領（既存）</p> <p>（既存） ・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存）</p> <p>※原子炉補助建屋には中間建屋を含む。</p> <p>（1）緊急時対策所用発電機車による給電 緊急時対策本部は、全交流動力電源喪失時、代替電源（交流）である緊急時対策所用発電機車から給電する。 (1) 緊急時対策所（緊急時対策所内）の立上げ時に電源ケーブル接続等の準備を行い、全交流動力電源喪失時に起動し緊急時対策所用登電機車には緊急時対策所用登電機車用燃料油貯蔵タンクより給油する。</p> <p>(2) 緊急時対策所用発電機車には緊急時対策所（緊急時対策所内）へ給電する。 ア 緊急時対策所用発電機車準備手順 緊急時対策所（緊急時対策所内）立上げ時の電源ケーブル接続及び燃料油供給ホース接続を行ふ。</p>	<p>（既存） ・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存）</p> <p>（既存） ・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存）</p> <p>（既存） ・建屋名称の変更を行う。</p> <p>（既存） ・建屋名称の変更を行う。</p>		

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	<p>緊急時対策棟と緊急時対策所用発電機車との電源ケーブル接続及び緊急時対策所用発電機車用給油ポンプと緊急時対策所用発電機車との燃料供給ホース接続の手順は以下の通り。概略系統図を第1.18.13図に、手順のタイムチャートを第1.18.14図及び第1.18.15図に示す。</p> <p>① 本部長は、手順着手の判断基準に基づき総括班長に緊急時対策所（緊急時対策棟内）への給電準備作業開始を指示する。</p> <p>② 総括班他は、電源ケーブルの絶縁抵抗測定を実施し、異常がないことを確認する。</p> <p>③ 総括班他は、緊急時対策棟内の電源接続盤への電源ケーブルの接続を行う。</p> <p>④ 総括班他は、燃料油供給ホース取納箱から燃料油供給ホースを取り出し、緊急時対策所用発電機車用給油ポンプから緊急時対策所用発電機車まで、燃料油供給ホースの接続を行う。</p> <p>(c) 操作の成立性</p> <p>上記の対応は、緊急時対策棟と緊急時対策所用発電機車との電源ケーブル接続の対応は、総括班他3名で行い、一連の操作完了まで約15分、緊急時対策所用発電機車用給油ポンプと緊急時対策所用発電機車との燃料油供給ホース接続の対応は、総括班他3名で行い、一連の操作完了まで約15分を要する。においても円滑に対応できるよう、ヘッドライト等の照明を配備する。</p> <p>b. 緊急時対策所用発電機車起動手順 全交流動力電源喪失時ににおける緊急時対策所用発電機車の起動手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失時に、早期の電源回復が不能の場合。</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>緊急時対策所用発電機車による電源を給電する手順は以下のとおり。常設電源による電源を給電する場合の概略系統図を第1.18.16図に、緊急時対策所用発電機車による電源を給電する場合の概略系統図を第1.18.17図に、緊急時対策所用発電機車への燃料補給の概略系統図を第1.18.18.13図に、手順のタイムチャートを第1.18.18.18図に示す。</p> <p>① 本部長は、手順着手の判断基準に基づき総括班長に緊急時対策所（緊急時対策棟内）電源供給作業開始を指示する。</p>			<ul style="list-style-type: none"> <li>非常事態対策基準（既存）</li> <li>非常事態対策要領（既存）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建屋名称の変更を行う。</li> </ul>

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書 (既存)	社内規定文書 記載内容の概要
燃料補給 <b>緊急時対策所用発電機車への給油は、緊急時対策所用発電機車用給油ポンプから緊急時対策所用発電機車へ燃料を供給する。</b>	② 総括班他は、系統構成及び緊急時対策所用発電機車の起動準備を行う。 ③ 総括班他は、緊急時対策所用発電機車を起動する。 ④ 総括班他は、緊急時対策所用発電機車の出力遮断器を入とする。 ⑤ 総括班他は、緊急時対策棟内の交流電源盤にて受電遮断器を入とし、給電を開始する。なお、運転中の、緊急時対策所用発電機車へは、外部からの支援がなくとも、7日分の運転に必要な容量を有する緊急時対策所用差電幾車用燃料油貯蔵タンクから、緊急時対策所用発電機車用給油ポンプにより、燃料（重油）を自動補給する。緊急時対策所用差電幾車用燃料油貯蔵タンクの運転状態及び燃料油貯蔵状況の警報監視を行い、正常に自動補給されることを確認する。	燃料補給 <b>緊急時対策所用発電機車への給油は、緊急時対策所用発電機車用給油ポンプから緊急時対策所用発電機車へ燃料を供給する。</b>	記載すべき事項 1にて整理。	記載すべき事項 1にて整理。	記載すべき事項 1にて整理。

緊急時対策所用発電機車用給油ポンプから緊急時対策所用発電機車へ燃料を供給する。  
シ、緊急時対策所用発電機車用給油ポンプから、緊急時対策所用発電機車用給油ポンプにより自動補給する。登電幾車用給油ポンプの運転状態及び燃料油貯蔵タンクの運転状態を監視していることを確認する。  
正常に自動補給されない場合は、緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク（約75t）の備蓄量として、緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク（約75t、2基）を管理する。

- c. 緊急時対策所用発電機車の切替手順を整備する。  
 (a) 手順着手の判断基準  
運転中の緊急時対策所用発電機車の停止が必要となつた場合、  
 (b) 操作手順  
緊急時対策所用発電機車を待機側に切り替える手順は以下のとおり。  
① 本部長は、手順着手の判断基準に基づき総括班長に緊急時対策所用発電機車の切替を指示する。  
② 総括班他は、待機側の緊急時対策所用発電機車を起動する。  
③ 総括班他は、待機側の緊急時対策所用発電機車の出力遮断器を入とする。  
④ 総括班他は、緊急時対策棟内の交流電源盤にて待機側の受電遮断器を入と
- ウ 緊急時対策所用発電機車の切替手順  
緊急時対策所用発電機車の切替を行う。  
 (a) 手順着手の判断基準  
運転中の緊急時対策所用発電機車の停止が必要となつた場合、  
 (b) 操作手順  
緊急時対策所用発電機車を待機側に切り替える手順は以下のとおり。  
① 本部長は、手順着手の判断基準に基づき総括班長に緊急時対策所用発電機車の切替を指示する。  
② 総括班他は、待機側の緊急時対策所用発電機車を起動する。  
③ 総括班他は、待機側の緊急時対策所用発電機車の出力遮断器を入とする。  
④ 総括班他は、緊急時対策棟内の交流電源盤にて待機側の受電遮断器を入と

設置変更許可申請書【本文】 H29. 02. 08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29. 02. 08 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要
	<p>⑤ 総括班他は、緊急時対策所内の交流電源盤にて使用側の受電遮断器を切る。          ⑥ 総括班他は、使用側からの給電を開始する。          対策所用発電機車の出力遮断器を切り替える。</p> <p>ハ、操作の成立性 上記の対応は、総括班他1名で行い、 一連の操作完了まで約25分と想定する。</p> <p>(再掲)</p> <p>燃料補給</p> <p>緊急時対策所用発電機車への給油は、緊急時対策所用発電機車用給油ポンプから緊急時対策所用発電機車へ燃料供給系統を接続し、緊急時対策所用発電機車用給油ポンプから、緊急時対策所用発電機車用給油ポンプにより自動補給する。発電機車用給油ポンプの運転状態及び燃料タンク内の燃料量を監視を行い、正常に自動補給されていることを確認する。</p> <p>重大事故時7日前連結するため必要な燃料（重油）の備蓄量として、緊急時対策所用発電機車用燃料タンク（約75kL、2基）を管理する。</p>	(配慮すべき事項)	<p>1 燃料補給</p> <p>緊急時対策所用発電機車への給油は、緊急時対策所用発電機車用給油ポンプから緊急時対策所用発電機車へ燃料供給系統を接続し、緊急時対策所用発電機車用給油ポンプにより自動補給する。発電機車用給油ポンプの運転状態及び燃料タンク内の燃料量を監視を行い、正常に自動補給されていることを確認する。</p> <p>重大事故時7日前連結するため必要な燃料（重油）の備蓄量として、緊急時対策所用発電機車用燃料タンク（約75kL、2基）を管理する。</p>	<p>・規定済（変更なし）</p> <p>・規定済（変更なし）</p> <p>・非常事態対策基準（既存）</p> <p>・非常事態対策要領（既存）</p>

## 【追補1.19 通信連絡に関する手順等】

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可	原原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
第10.1表（添付書類は第5.1.1表） 1.19 通信連絡に関する手順等 (対応手段等) 発電所内の通信連絡	1.19.2 重大事故等時の手順等 1.19.2.1 発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行ったための手順等 <b>重大事故等が発生した場合、通信設備</b> （発電所内）に上り、運転員等、重大事故等対策要員及び緊急時対策本部要員が、中央制御室、屋内外の作業場所及び緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策所内）との間で相互に通信連絡を行ったために、衛星携帯電話設備及び携帯電話設備（携帯型）及び携帯型通話設備を用いる。 <b>重大事故等が発生した場合において、通信設備</b> （発電所内）により、運転員等、重大事故等対策要員及び緊急時対策本部要員が、中央制御室、屋内外の作業場所及び緊急時対策所（指揮所）内に設置する緊急時対策所（以下「緊急時対策所内」）に設置する緊急時対策所（以下「緊急時対策所内」）に設置する緊急時対策所（以下「緊急時対策所内」）との間で相互に通信連絡を行ったために、衛星携帯電話設備、携帯型通話設備、運転指令設備及び電池を含む。）により、これらを用いて給電する。 （中略） b. 操作手順 (a) 衛星携帯電話設備 中央制御室の運転員等及び緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策所内）へ、重大事故等に対処するため必要なデータを伝送し、データを共有するために、緊急時連転ペラメータを伝送し、ペラメータを共有するためには、SPDS 及びSPDSデータ表示装置を使用する手順を整備する。	・建屋名称の変更を行う。 ② 対応手段等 1 発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行ったための手順等 緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、運転員等、緊急時対策本部要員及び緊急時対策要員が、中央制御室、屋内外の作業場所及び緊急時対策所（緊急時対策所内）との間で相互に通信連絡を行った場合、通信設備（発電所内）により、運転員等、重大事故等対策要員が、中央制御室、屋内外の作業場所及び緊急時対策所（指揮所）内に設置する緊急時対策所（以下「緊急時対策所内」）に設置する緊急時対策所（以下「緊急時対策所内」）との間で相互に通信連絡を行ったために、衛星携帯電話設備、携帯型通話設備を用いる。 （1）全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設置設備を用いて給電する。 （2）また、データ伝送設備（発電所内）により、緊急時対策所（緊急時対策所内）へ、重大事故等に対処するため必要なデータを伝送して、ペラメータを共有するためには、緊急時連転ペラメータを伝送システム（SPDS）及びSPDSデータ表示装置を使用する手順を整備する。	・非常事態対策基準（既存） ・技術基準（既存） ・通信連絡設備管理要領（既存） ・建屋名称の変更を行う。		

## 【追補1.19 通信連絡に関する手順等】

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
④ 一般的携帯電話機と同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤルし、連絡する。 ⑤ 使用中に充電池の残量が少なくなった場合は、予備の充電池と交換する。⑥ 使用後は、屋外で電源を「切」操作する。	(b) 無線連絡設備 緊急時対策室（指揮所）又は緊急時対策室（緊急時対策室内）の緊急時対策室要員は、無線電話装置（固定型）を使用する。屋外の重大事故対策要員は、無線通信装置（携帯型）を使用する。発電所内ではモニタリングを行う緊急時対策室要員は、無線通話装置（携帯型、モニタリングカー）を使用する。これらの無線通話装置を用いて相互に通信連絡又は通話通信確認を行っための対応として、以下の手順がある。 i. 無線通話装置（固定型） ① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、通話ボタンを押し、連絡する。	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	・規定済（変更なし） ・非常事態対策基準（既存） ・技術基準（既存） ・通信連絡設備管理要領（既存）
ii. 無線通話装置（携帯型） ① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、屋外で電源を「入」操作し、充電池又は乾電池の残量及び電波の受信状態を確認する。 ② 充電池又は乾電池の残量が少ない場合、予備の充電池又は乾電池と交換する。 ③ 通話チャンネルの設定が必要な端末は、事前に取り決めた通話チャンネルに設定されていることを確認する。 ④ 使用する端末と共に予備の充電池又は乾電池を携行する。 ⑤ 通話ボタンを押し、連絡する。 ⑥ 使用中に充電池又は乾電池の残量が少なくなった場合は、予備の充電池又は乾電池と交換する。 ⑦ 使用後は、屋外で電源を「切」操作する。	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	・規定済（変更なし） ・非常事態対策基準（既存） ・技術基準（既存） ・通信連絡設備管理要領（既存）	
iii. 無線通話装置（モニタリングカー） ① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、電源を「入」操作する。 ② 通話ボタンを押し、連絡する。 ③ 使用後は、電源を「切」操作する。	(d) 緊急時連絡ハラメータ伝送システム (中略)	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	・規定済（変更なし） ・非常事態対策基準（既存） ・技術基準（既存） ・通信連絡設備管理要領（既存）

## 【追補1.19 通信連絡に関する手順等】

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	(SPDS) 緊急時運転パラメータ伝送システム (SPDS)により、緊急時対策所(指揮所) 又は緊急時対策所(緊急時対策本部)の SPDSデータ表示装置へ、必要なデータの伝 送を行うための対応として、以下の手順が ある。 i. 緊急時運転パラメータ伝送システム (SPDS) 常時伝送を行うため、通常操作は必要 ない。なお、中央制御室で警報を常時監 視する。				
	(e) SPDSデータ表示装置 操作手順は、「1.18 緊急時対策所の居 住性等に関する手順等」にて整備する。			・非常事態対策基準 (既存) ・技術基準(既存) ・通信連絡設備管理要 領(既存)	・規定済(変更なし)
	(f) 運転指令設備 中央制御室の運転員等、緊急時対策所 (指揮所)又は緊急時対策本部要員及び屋内 の緊急時対策本部要員及びビーンング装置又 は重大事故改修要員は、ページング装置を使用 し、相互に通話連絡又は通話通信確認を行 うための対応として、以下の手順がある。 i. ページング装置 ① 手順着手の判断基準に基づき、通信連 絡又は通話通信確認を行いう場合は、使用 チャンネル及び呼出エリアを選択し、通 絡する。 ii. ディジタル無線ページング装置 ① 手順着手の判断基準に基づき、通信連 絡又は通話通信確認を行いう場合は、端末 の電源を「入」操作し、電波の受信状態 を確認する。 ② 一般の携帯電話機と同様の操作によ り、電話番号をダイヤルし、連絡する。 ③ 使用中に充電池の残量がなくなつた場 合は、別の端末を使用する。 ④ 使用後は、電源を「切」操作する。			・非常事態対策基準 (既存) ・技術基準(既存) ・通信連絡設備管理要 領(既存)	・規定済(変更なし)
	(g) 電力保安通信用電話設備 中央制御室の運転員等、緊急時対策所 (指揮所)又は緊急時対策本部要員及び屋内外 の電話機、携帯電話機又はFAXと同様の操 作により、通信先の電話番号をダイヤル 又は短縮ダイヤルボタンを押し、連絡す る。 i. 保安電話 ① 手順着手の判断基準に基づき、通信連 絡又は通話通信確認を行いう場合は、一般 の電話機、携帯電話機又はFAXと同様の操 作により、通信先の電話番号をダイヤル 又は短縮ダイヤルボタンを押し、連絡す る。			・非常事態対策基準 (既存) ・技術基準(既存) ・通信連絡設備管理要 領(既存)	・規定済(変更なし)

## 【追補1.19 通信連絡に関する手順等】

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容 記載の考え方	該当規定文書 該当規定文書 記載内容の概要	社内規定文書 記載内容の概要
通信連絡を行う場合の優先順位は、多様性拡張設備及び防護設備、電力保安通信装置（固定型、モニタリングカード）の使用を優先する。多様性拡張設備が使用できない場合は、衛星携帯電話設備、無線車両設備（携帯型）及び携帯電話装置（携帯型）を使用する。	② 携帯型端末の充電池の充電池の残量がなくなつた場合は、別の端末を使用する。  ii. 衛星電話 ① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、一般的な電話又はFAXと同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤル又は短縮ダイヤルボタンを押し、連絡する。（以下、省略）	記載すべき内容 記載の考え方	・非常事態対策基準 (既存) ・技術基準(既存) ・通信連絡設備管理要領(既存)	・規定済(変更なし) ・規定済(変更なし) ・建屋名称の変更を行う。
直流電源喪失時等、可搬型の計測器にて、炉心損傷防止及び格納容器破損防止に必要なバラメータ等の特に重要なバラメータを計測する結果を通信設備（発電所内）により発電所内の必要な場所で共有する場合、現場又は緊急時対策室との連絡には携帯型電話設備を用いる。現場又は緊急時対策室との連絡には中央制御室と緊急時対策室との連絡には携帯型電話設備を用いる。また、全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給電する。	（2）計測等を行つた特に重要なバラメータを発電所内の必要な場所で共有する手順等 （3）直流電源喪失時等、可搬型の計測器にて、炉心損傷防止及び格納容器破損防止に必要なバラメータ等の特に重要なバラメータを計測する結果を通信設備（発電所内）により発電所内の必要な場所で共有する場合、現場又は緊急時対策室との連絡には携帯型電話設備を用いる。現場又は緊急時対策室との連絡には中央制御室と緊急時対策室との連絡には携帯型電話設備を用いる。また、全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給電する。（以下、省略）	1 計測等を行つた特に重要なバラメータを発電所内の必要な場所で共有する手順等 1 計測等を行つた特に重要なバラメータを発電所内の必要な場所で共有する手順等 1 計測等を行つた特に重要なバラメータを発電所内の必要な場所で共有する手順等	・建屋名称の変更を行う。 ・建屋名称の変更を行う。 ・建屋名称の変更を行う。	・非常事態対策基準 (既存) ・技術基準(既存) ・通信連絡設備管理要領(既存)
重大事故等が発生した場合、通信設備（発電所外）により、緊急時対策本部要員が緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策室（緊急時対策室）と本店、国、地方公共団体、その他関係機関等との間で通信連絡を行つたために、衛星携帯電話設備、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備、IP-FAX（デジタル会議システム、IP電話、IP-FAX等）、加入電話設備、電力保安通信用電話設備、テレビ会議システム、IP-FAX等）、テレビ会議システム（社内）、及び無線連絡設備を用いて手順を整備する。また、データ伝送設備（発電所外）により、緊急時対策支援システム（IP-FAX等）を共用するため、緊急時連絡手段としてデータ伝送手段（データ伝送システム（IP-FAX等））を使用する。	（対応手段等） 発電所外（社内外）との通信連絡 (以下、省略)	1.19.2.2 発電所外（社内外）との通信連絡 (1) 発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等 1.19.2.2 発電所外（社内外）との通信連絡 (1) 発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等	・建屋名称の変更を行う。 ・建屋名称の変更を行う。	・非常事態対策基準 (既存) ・技術基準(既存) ・通信連絡設備管理要領(既存)
重大事故等が発生した場合、通信設備（発電所外）により、緊急時対策本部要員が緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策室（緊急時対策室）と本店、国、地方公共団体、その他関係機関等との間で通信連絡を行つたために、衛星携帯電話設備、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備、IP-FAX（デジタル会議システム、IP電話、IP-FAX等）、加入電話設備、電力保安通信用電話設備、テレビ会議システム（社内）、及び無線連絡設備を用いて手順を整備する。また、データ伝送設備（発電所外）により、緊急時対策支援システム（IP-FAX等）を共用するため、緊急時連絡手段としてデータ伝送手段（データ伝送システム（IP-FAX等））を使用する。	（対応手段等） 発電所外（社内外）との通信連絡 (以下、省略)	重大事故等が発生した場合において、通信設備（発電所外）により、緊急時対策本部要員が緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策室（緊急時対策室）と本店、国、地方公共団体、その他関係機関等との間で通信連絡を行つたために、衛星携帯電話設備、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備、IP-FAX（デジタル会議システム、IP電話、IP-FAX等）、加入電話設備、電力保安通信用電話設備、テレビ会議システム（社内）、及び無線連絡設備を用いて手順を整備する。また、データ伝送設備（発電所外）により、緊急時対策支援システム（IP-FAX等）を共用するため、緊急時連絡手段としてデータ伝送手段（データ伝送システム（IP-FAX等））を使用する。	・建屋名称の変更を行う。 ・建屋名称の変更を行う。	・非常事態対策基準 (既存) ・技術基準(既存) ・通信連絡設備管理要領(既存)

## 【追補1.19 通信連絡に関する手順等】

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可	原原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
○○ (以下、省略)	b. (中略)  (a) 衛星携帯電話設備 緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策本部要員は、衛星携帯電話（固定型）を使用し、本店、国、地方公共団体、その他の関係機関等へ連絡を行う。また、各電所外でもモニタリングを行う緊急時対策本部要員は、緊急時対応電話（携帯型）を使用し、緊急時対応電話（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策本部）の緊急時対策本部要員へ通信連絡又は通話通信確認を行うための対応として、以下の手順がある。 i. 衛星携帯電話（固定型） ① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行いう場合は、一般的な電話機と同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤルし、連絡する。 ii. 衛星携帯電話（携帯型） ① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行いう場合は、屋外で電源を「入」操作し、充電池の残量及び電波の受信状態を確認する。 ② 充電池の残量が少ない場合、予備の五電池と交換する。 ③ 使用する端末と共に予備の充電池を携行する。 ④ 一般的な携帯電話機と同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤルし、連絡する。 ⑤ 使用中に充電池の残量が少なくなった場合は、予備の充電池と交換する。 ⑥ 使用後は、屋外で電源を「切」操作する。	を使用する。	・非常事態対策基準（既存） ・技術基準（既存） ・通信連絡設備管理要領（既存）	・規定済（変更なし）	

## 【追補1.19 通信連絡に関する手順等】

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	<p>ii. IP電話</p> <p>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、一般的な電話機と同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤルし、連絡する。</p> <p>iii. 衛星通信装置（電話）</p> <p>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、一般的な電話機と同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤルし、連絡する。</p> <p>iv. IP-FAX</p> <p>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、一般的なFAXと同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤル又は短縮ダイヤルボタンを押し、連絡する。</p> <p>(中略)</p> <p>(d) 加入電話設備</p> <p>緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）の緊急時対策本部要員は、加入電話を使用し、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等へ通信連絡を行なうたための対応として、以下の手順がある。</p> <p>i. 加入電話</p> <p>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、一般的な電話機、携帯電話機又はFAXと同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤル又は短縮ダイヤルボタンを押し、連絡する。</p> <p>② 携帯型端末の充電池の残量がなくなつた場合は、別の端末を使用する。</p> <p>(e) 電力保安通信用電話設備</p> <p>緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）の緊急時対策本部要員は、保安電話及び衛星電話を使用し、本店、他の原子力発電所等へ通信連絡又は通話通信確認を行うための対応として、以下の手順がある。</p> <p>i. 保安電話</p> <p>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、一般的な電話機、携帯電話機又はFAXと同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤル又は短縮ダイヤルボタンを押し、連絡する。</p>			<ul style="list-style-type: none"> <li>非常事態対策基準（既存）</li> <li>技術基準（既存）</li> <li>通信連絡設備管理要領（既存）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>規定済（変更なし）</li> </ul>

## 【追補1.19 通信連絡に関する手順等】

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	<p>ii. 衛星電話</p> <p>② 携帯型端末の充電池の残量がなくなつた場合は、別の端末を使用する。</p> <p>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話確認を行いう場合は、一般的な電話機又はFAXと同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤル又は短縮ダイヤルボタンを押し、連絡する。</p> <p>(f) テレビ会議システム（社内）</p> <p>緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）の緊急時対策本部要員は、テレビ会議システム（社内）による本店、他の原発発電所等へ通信連絡又は通話確認を行うための対応として、以下の手順がある。</p> <p>i. テレビ会議システム（社内）</p> <p>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話確認を行いう場合は、モニタの電源を「入」操作後、テレビ会議システムの待ち受け画面を確認し、通信が可能な状態とする。</p> <p>② 操作端末により、通信先と接続する。</p> <p>③ 使用後は、モニタの電源を「切」操作する。</p>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常事態対策基準（既存）</li> <li>・技術基準（既存）</li> <li>・通信連絡設備管理要領（既存）</li> </ul>	・規定済（変更なし）
	<p>(g) 無線連絡設備</p> <p>緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）の緊急時対策本部要員は無線通話装置（固定型）を使用する。発電所外でモニタリングを行う緊急時対策本部要員は、無線通話装置（携帯型、モニタリングカー）を使用する。これらの無線連絡設備を用いて相互に通信連絡又は通話確認を行うための対応として、以下の手順がある。</p> <p>i. 無線通話装置（固定型）</p> <p>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話確認を行いう場合は、通話ボタンを押し、連絡する。</p> <p>ii. 無線通話装置（携帯型）</p> <p>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話確認を行いう場合は、屋外で電源を「入」操作し、充電池又は防電池の残量及び電波の受信状態を確認する。</p> <p>② 充電池又は防電池の残量が少ない場合、予備の充電池又は乾電池と交換する。</p> <p>③ 通話チャネルの設定が必要な端末は、事前に取り決めた通話チャネルに設定されていることを確認する。</p> <p>④ 使用する端末と共に予備の充電池又は乾電池を携行する。</p>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常事態対策基準（既存）</li> <li>・技術基準（既存）</li> <li>・通信連絡設備管理要領（既存）</li> </ul>	・規定済（変更なし）

## 【追補1.19 通信連絡に関する手順等】

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	<p>⑤ 通話ボタンを押し、連絡する。</p> <p>⑥ 使用中に充電池又は乾電池の残量が少なくなった場合は、子備の充電池又は乾電池と交換する。</p> <p>⑦ 使用後は、屋外で電源を「切」操作する。 <i>△</i></p> <p>iii. 無線通話装置（モニタリングカー）</p> <p>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行いう場合は、電源を「入」操作する。</p> <p>② 通話ボタンを押し、連絡する。</p> <p>③ 使用後は、電源を「切」操作する。 <i>△</i></p> <p>(中略)</p>				<ul style="list-style-type: none"> <li>非常事態対策基準（既存）</li> <li>技術基準（既存）</li> <li>通信連絡設備管理要領（既存）</li> </ul>
d. 優先順位	<p>緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策機内）の緊急時対策本部要員が、本店、国、地方公共団体、その他の関係機関等との間で通信連絡を行う場合、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX等）並びに多機能拡張装置（電話設備、電力保安通信電話設備、テレビ会議システム（社内）及び無線連絡設備）を使用する。多様性拡張設備が使用できない場合は、衛星携帯電話設備を使用する。</p> <p>なお、総合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX等）について、緊急時対策所（緊急時対策機内）の立ち上げ時から使用するテレビ会議システム（社内）は、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策機内）と本店、他の原子力発電所等との通信連絡用として必要に応じて使用する。</p> <p>(2) 計測等を行った特に重要な場所で共有する手順等</p> <p>直流電源喪失時等、可搬型の計測器にて、炬心損傷防止及び格納容器破損防止に必要なバラメータ等の特に重要なバラメータを計測し、その結果を通信設備（発電所外）により発電所外（社内外）の必要な場所で共有する場合、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策機内）と本店、国、地方公共団体等との連絡には衛星携帯電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX等）を使用する。 <i>△</i></p>	<p>1 計測等を行った特に重要な場所で共有する手順等</p> <p>直流電源喪失時等、可搬型の計測器にて、炬心損傷防止及び格納容器破損防止に必要なバラメータ等の特に重要なバラメータを計測し、その結果を通信設備（発電所外）により発電所外（社内外）の必要な場所で共有する場合、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策機内）と本店、国、地方公共団体等との連絡には衛星携帯電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX等）を使用する。 <i>△</i></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>非常事態対策基準（既存）</li> <li>技術基準（既存）</li> <li>通信連絡設備管理要領（既存）</li> </ul>		
					<ul style="list-style-type: none"> <li>非常事態対策基準（既存）</li> <li>技術基準（既存）</li> <li>通信連絡設備管理要領（既存）</li> </ul>

## 【追補1.19 通信連絡に関する手順等】

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	該当規定文書 記載の考え方	社内規定文書 記載内容の概要
(電池を含む。)により、これらの設備へ給電する。	電話、IP-FAX等)を使用する手順を整備する。 (以下、省略)	また、全交流動力電源喪失時は、代替電源設備(電池を含む。)により、これらの設備へ給電する。	記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要
(記憶すべき事項) 電源確保 全交流動力電源喪失時は、代替電源設備から給電する手順等 により、衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話(固定型)、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX等)、緊急時通話パラメータ伝送システム(SPD)及びSPDSデータ表示装置へ給電する。 手順等)及び「1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」にて整備する。	1.19.2.3 代替電源設備から給電する手順等 により、衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話(固定型)、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX等)、緊急時通話パラメータ伝送システム(SPD)及びSPDSデータ表示装置へ給電する。 手順等)及び「1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」にて整備する。	(記憶すべき事項) 3 代替電源設備から給電 3 当直課長及び緊急時対策本部は、全交流動力電源喪失時、代替電源設備のうち衛星携帯電話設備(固定型)、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX等)、緊急時通話パラメータ伝送システム(SPD)及びSPDSデータ表示装置へ給電する。 手順等)及び「1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」にて整備する。  <b>(緊急時対策棟内)</b> 」参照。	記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要

## 補足説明資料－3

設計及び工事計画で抽出された運用内容整理

## 目 次

1. 設計及び工事計画認可申請書記載内容の保安規定への反映に関する考え方
2. 設計及び工事計画認可申請書記載内容の保安規定への反映

## 1. 設計及び工事計画認可申請書記載内容の保安規定への反映に関する考え方

川内原子力発電所1号炉設計及び工事計画認可申請に当たって、基本設計方針に運用を定める箇所については、「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」の「添付-3 技術基準規則ごとの基本設計方針の作成に当たっての基本的な考え方」に下記の通り記載している。

### (記載箇所抜粋)

5. 基本設計方針の作成に当たっては、必要に応じ、以下に示す考え方で作成する。

(2) 設置変更許可申請書本文記載事項のうち「運用」は、「基本設計方針」として、運用の継続的改善を阻害しない範囲で必ず遵守しなければならない条件がわかる程度の記載を行うとともに、運用を定める箇所（品質マネジメントシステムの2次文書で定める場合は「保安規定」を記載）の呼び込みを記載し、必要に応じ、当該施設に関連する別表第二に示す添付書類の中でその運用の詳細を記載する。

また、技術基準規則及びその解釈への適合性を確保する観点で、設置変更許可申請書本文に対応した事項以外に必要となる運用を付加する場合も同様の記載を行う。

上記の整理を踏まえ、川内原子力発電所1号炉設計及び工事計画認可申請書の「基本設計方針」の記載事項のうち、従来の記載から新たに「保安規定に定める」旨を追記している事項はすべて抽出を行い、保安規定に規定する。

また、「保安規定に定める」旨を明記してはいないが、「基本設計方針」及び「添付書類」において「運用とし、管理する」などの記載により、明らかに運用側で担保すべきと考える事項についても抽出を行い、「保安規定変更に係る基本方針」[記載箇所：2-2,2-3 頁]に記載している「保安規定に記載すべき事項について」及び「下部規定に記載すべき事項について」に基づき、保安規定又は下部規定に規定する。

## 2. 設計及び工事計画認可申請書記載内容の保安規定への反映

(1) 川内原子力発電所1号炉設計及び工事計画認可申請書記載内容のうち、  
保安規定へ反映する事項及び保安規定への記載内容 (別紙-1)

## 2. 設計及び工事計画認可申請書記載内容の保安規定への反映

(1) 川内原子力発電所1号炉設計及び工事計画認可申請書記載内容のうち、

保安規定へ反映する事項及び保安規定への記載内容

## 運用に係る記載の抽出（基本設計方針）

下線：運用に係る記載箇所

番号	設工認		記載内容	保安規定	
	資料名	項目		条	記載内容
1	4 放射線施設の基本設計方針	1. 放射線管理施設 1.1 放射線管理用計測装置 1.1.2 エリアモニタリング設備	エリアモニタリング設備のうち緊急時対策所（緊急時対策所エリアモニタ（1,2号機共用）は、重大事故等時に緊急時対策所（緊急時対策棟内）内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定し、計測結果を記録及び保存できる設計とする。 <u>重大事故等時に使用するエリアモニタリング設備の計測結果の記録の管理については保安規定に定める。</u>	131 条	(記録) 第131条 各課（室、センター）長は、表131-1及び表131-2に定める保安に関する記録を適正に※1作成（表131-1(1)を除く。）し、保存する。ただし、表131-1(3)イの記録については、原子力部門（原子力発電本部長、原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力管理部門、原子力建設部門、原子力技術部門、廃止措置統括部門、原子力土木建築部門及び発電所組織）が作成し、保存する。なお、記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。 2 保安に関する組織は、表131-3に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。

※1：適正とは、不正行為がなされていないことをいう（以下、本条において同じ）。

運用に係る記載の抽出（添付資料）

下線：運用に係る記載箇箇所

番号	設工認			記載内容			記載内容			保安規定		
	資料番号	資料名	項目	火災区域又は火災区画において有機溶剤を使用する場合は、使用する作業場所の局所排気を行うとともに、建屋の給気ファン及び非気ファンによる機械換気によつて、有機溶剤の帶留を防止する。	条	1.5 手順書の整備	(1) 防災課長は、原子炉施設全体を対象とした火災防護対策を実施するため、以下の項目を含む火災防護計画を策定し、所長の承認を得る。	<中 略>	重大事故等対処施設を設置する火災区画及び火災区画を考慮した火災の発生防止並びに火災の早期感知及び消火の2つの深層防護の概念に基づく火災防護対策	備考		
2	添付資料 5	発電用原子炉施設に關する説明書	4. 火災発生防止 4.1 緊急時対策所（緊急時対策棟内）に係る重大事故等対処施設の火災発生防止について (2) 可燃性の蒸気対策	このため、火災区域又は火災区画における有機溶剤を使用する場合の溜留防止対策について、火災防護計画に定め管理する。	添付 2	18. 緊急時対策所の居住性等に関する手順等（緊急時対策所（緊急時対策棟内））	操作手順	<中略>	② 対応手段等 【居住性の確保】	緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、緊急時対策所非常用空気浄化設備による放射性物質の侵入低減、緊急時対策所（緊急時対策棟内）内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止する必要がある。このため、放射線管理用計測装置により、大気中に放出された放射性物質による放射線量を監視、測定し、換気設備の運転・切替の確実な判断を行う。	添付 3	
3	添付資料 13	緊急時対策所の居住性に関する説明書	2. 緊急時対策所（緊急時対策棟内）の居住性に関する基本方針 2.1 基本方針	緊急時対策所の居住性に関する説明書	1	緊急時対策所（緊急時対策棟内）立上げの手順	緊急時対策本部は、緊急時対策所（緊急時対策棟内）を使用し、緊急時対策本部を設置するための準備として、緊急時対策所（緊急時対策棟内）を立上げる。	(1) 緊急時対策所非常用空気浄化設備運転手順 緊急時対策本部は、居住性確保に必要な扉の閉止を行った後、緊急時対策所非常用空気浄化設備を起動し、放射性物質の侵入を低減する。				

番号	設工認			保安規定		
	資料番号	資料名	項目	記載内容	記載内容	備考
				全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備から給電により、緊急時対策所非常用空気淨化設備を起動する。		
				(2) 緊急時対策所加工設備による空気供給準備手順 緊急時対策本部は、緊急時対策所加工設備の系統構成を行い、漏えい等がないことを確認し、切替えの準備を行う。		
				(3) 緊急時対策所（緊急時対策棟内）内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順 緊急時対策本部は、緊急時対策所（緊急時対策棟内）の居住性確保の観点から、緊急時対策所（緊急時対策棟内）内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行う。		
2				原子力災害対策特別措置法第10条特定事象発生時の手順 緊急時対策本部は、原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合、緊急時対策所（緊急時対策棟内）内へ緊急時対策所エリアモニタを設置し、放射線量の測定を開始する。 可搬型エリアモニタのうち、1号炉及び2号炉原子炉格納容器と緊急時対策所（緊急時対策棟内）の中間位置に配備する可搬型エリアモニタは緊急時対策所（緊急時対策棟内）内を加工するための判断に用いる。可搬型エリアモニタ（加工判断用）を設置する手順は、表-17「監視測定等に関する手順等」参照。		
3				重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等 <中略>		
				(2) 緊急時対策所加工設備への切替準備手順 緊急時対策本部は、可搬型エリアモニタの指示		

番号	設工認			保安規定		
	資料番号	資料名	項目	記載内容	記載内容	備考
				条 上昇や炉心損傷が生じる等、ブルーム放出のおそれがあると判断した場合、パラメータの監視強化及び緊急時対策所非常用空気浄化設備から緊急時対策所加正設備への切替えのための要員配置を行う。	(3) 緊急時対策所加正設備への切替手順  緊急時対策本部は、原子炉格納容器からブルームが放出され、可搬型エリアモニタ（加圧判断用）及び緊急時対策所エリアモニタの指示値が上昇した場合、速やかに緊急時対策所加正設備へ切替えることとした。緊急時対策所（緊急時対策棟内）内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定結果に応じ、空気流入量を調整する。	
					(4) 緊急時対策所非常用空気浄化設備への切替手順  緊急時対策本部は、可搬型エリアモニタ（加圧判断用）及び緊急時対策所エリアモニタの指示が低下し、緊急時対策所（緊急時対策棟内）周辺から希ガスの影響が減少したと判断した場合、緊急時対策所加正設備から緊急時対策所非常用空気浄化設備へ切替える。	
4	添付資料13	緊急時対策所の居住性に関する説明書	3. 緊急時対策所（緊急時対策棟内）の居住性を確保するための防護措置	居住性に係る被ばく評価では、放射性物質が大気中へ放出されている間は、緊急時対策所（緊急時対策棟内）内を正圧に加圧し、フィルタを通らない空気の流入は考慮しないこととしている。このため、緊急時対策所（緊急時対策棟内）の建物（緊急時対策所換気設備所遮蔽含む。）及び緊急時対策所換気設備の性能を維持・管理することで、被ばく評価条件を満足するようとする。また、被ばく評価条件並びに酸素濃度及び二酸化炭素濃度評価条件を満足するよう、緊急時	(定期事業者検査の実施) 第118条の5 所長は、原子炉施設が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを定期に確認するための定期事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。 2 所長は、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備等の所管課とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。 3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。 （1）検査の実施体制を構築する。	添付3

運用に係る記載の抽出（添付資料）

下線：運用に係る記載箇所

番号	設工認			保安規定		
	資料番号	資料名	項目	記載内容	記載内容	備考
				<p>対策所換気設備の機能・性能試験を実施する。</p> <p>※1 : 各号炉の特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定める。</p> <p>a 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法</p> <p>b 試運転その他の機能及び作動の状況を確認するため十分な方法</p> <p>c a 及び bによる方法のほか、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。</p>	<p>(2) 検査実施要領書<sup>※1</sup>を定め、それを実施する。</p> <p>(3) 検査対象の原子炉施設が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	

運用に係る記載の抽出（添付資料）

下線：運用に係る記載箇所

番号	設工認		記載内容	保安規定			
	資料番号	資料名		項目	条	記載内容	備考
5	添付資料13	「4.2.2 評価結果(1)b、緊急時対策所加圧設備の空気ボンベを10時間使用する場合」により、必要な空気ボンベ本数は、1本あたりの空気容量がNm3のもので、使用量を5.7Nm3/本とした場合、1,400本となる。	「4.2.2 評価結果(1)b、緊急時対策所加圧設備の空気ボンベを10時間使用する場合」により、必要な空気ボンベ本数は、1本あたりの空気容量がNm3のもので、使用量を5.7Nm3/本とした場合、1,400本となる。	(1) 運用上の制限	33 - 13 - 2 慶生の頃は	(1) 運用上の制限	運用上の制限
		なお、緊急時対策所（緊急時対策棟内）内を加圧するために必要な容量を確保するだけでなく、予測困難なブルームの通過に対して十分な余裕を持つ容量を保管する。	なお、緊急時対策所（緊急時対策棟内）内を加圧するために必要な容量を確保するだけでなく、予測困難なブルームの通過に対して十分な余裕を持つ容量を保管する。	(1) 運用モード	33 - 13 - 2 慶生の頃は	(1) 緊急時対策所非常用空気淨化装置1台以上が動作可能であることを確認する。 緊急時対策所非常用空気淨化装置1台以上が動作可能であることを確認する。 緊急時対策所非常用空気淨化装置1台以上が動作可能であることを確認する。 緊急時対策所エアモニタの搬入が可能であることを確認する。	緊急時対策所非常用空気淨化装置1台以上が動作可能であることを確認する。 緊急時対策所非常用空気淨化装置1台以上が動作可能であることを確認する。 緊急時対策所エアモニタの搬入が可能であることを確認する。
		4. 緊急時対策所（緊急時対策棟内）の居住性評価	4. 緊急時対策所（緊急時対策棟内）の居住性評価	(2) 運用モード	33 - 13 - 2 慶生の頃は	緊急時対策所非常用空気淨化装置1台以上が動作可能であることを確認する。 緊急時対策所非常用空気淨化装置1台以上が動作可能であることを確認する。 緊急時対策所エアモニタの搬入が可能であることを確認する。	緊急時対策所非常用空気淨化装置1台以上が動作可能であることを確認する。 緊急時対策所非常用空気淨化装置1台以上が動作可能であることを確認する。 緊急時対策所エアモニタの搬入が可能であることを確認する。
		4.2 酸素濃度及び二酸化炭素濃度評価	4.2 酸素濃度及び二酸化炭素濃度評価	(3) 運用モード	33 - 13 - 2 慶生の頃は	緊急時対策所非常用空気淨化装置1台以上が動作可能であることを確認する。 緊急時対策所非常用空気淨化装置1台以上が動作可能であることを確認する。 緊急時対策所エアモニタの搬入が可能であることを確認する。	緊急時対策所非常用空気淨化装置1台以上が動作可能であることを確認する。 緊急時対策所非常用空気淨化装置1台以上が動作可能であることを確認する。 緊急時対策所エアモニタの搬入が可能であることを確認する。
		4.2.2 評価結果	4.2.2 評価結果	(4) 運用モード	33 - 13 - 2 慶生の頃は	緊急時対策所非常用空気淨化装置1台以上が動作可能であることを確認する。 緊急時対策所エアモニタの搬入が可能であることを確認する。	緊急時対策所非常用空気淨化装置1台以上が動作可能であることを確認する。 緊急時対策所エアモニタの搬入が可能であることを確認する。
		(2) 必要空気ボンベ本数	(2) 必要空気ボンベ本数	(5) 運用モード	33 - 13 - 2 慶生の頃は	緊急時対策所エアモニタの搬入が可能であることを確認する。	緊急時対策所エアモニタの搬入が可能であることを確認する。
		緊急時対策所の居住性に関する説明書	緊急時対策所の居住性に関する説明書	(6) 運用モード	33 - 13 - 2 慶生の頃は	緊急時対策所の居住性に関する説明書	緊急時対策所の居住性に関する説明書

## 補足説明資料－4

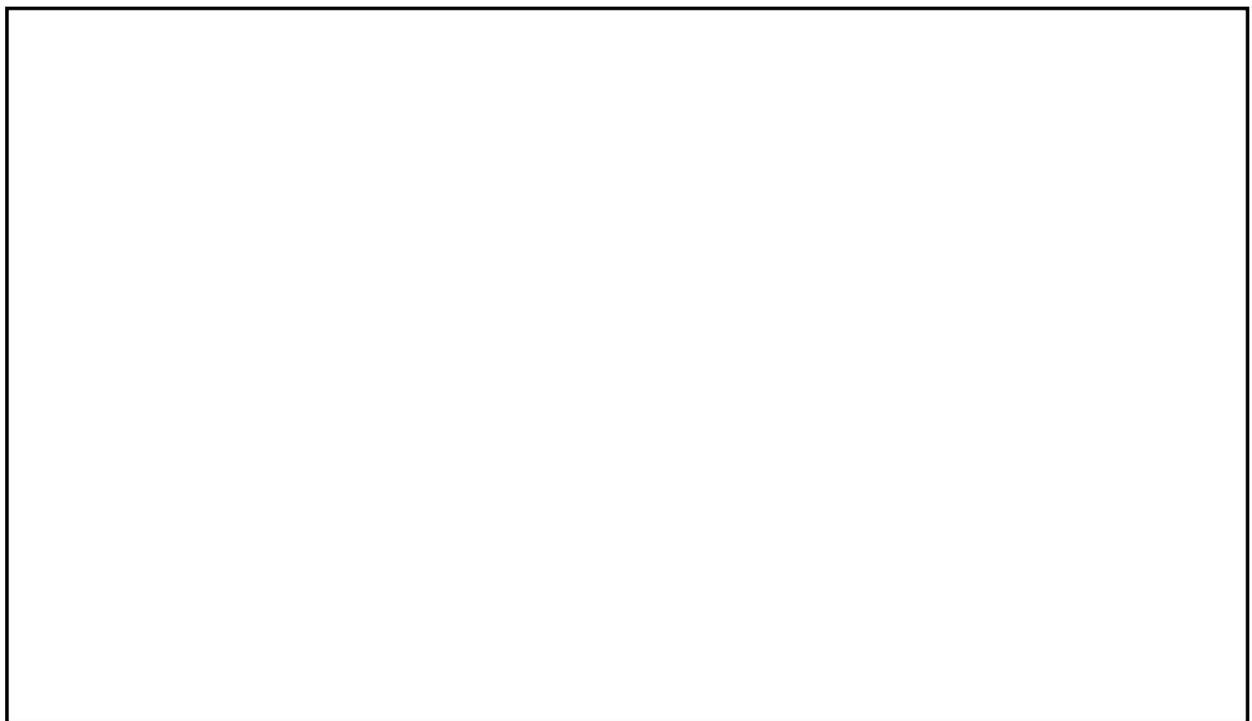
連絡通路接続部シールの保全について

## 1. 概 要

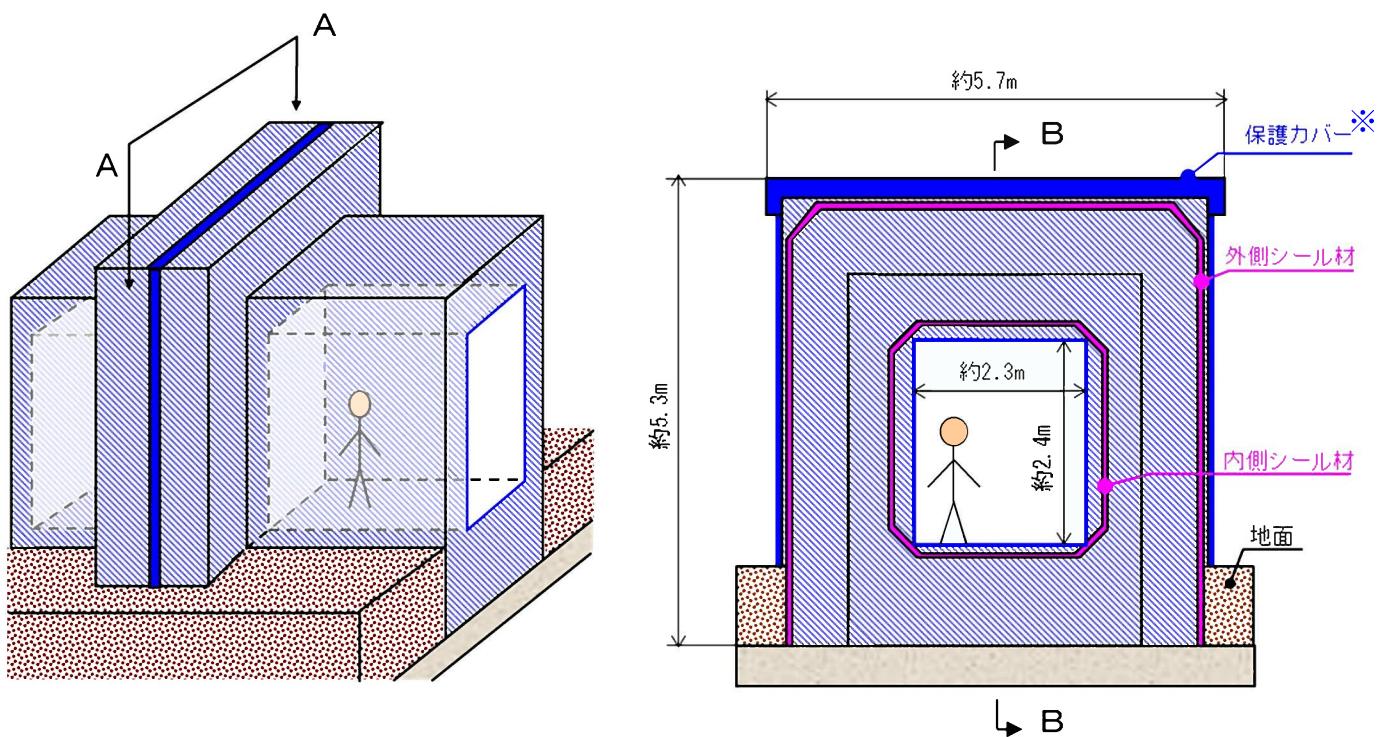
緊急時対策棟（指揮所）と緊急時対策棟（休憩所）を結ぶ連絡通路の接続部については、地震時の各建物の相対変位を考慮して約100mmの隙間を設けることとしており、接続部に延性のあるシリコーンゴム製のシールを施工することで、相対変位の吸収及び気密性の確保を図っている。同素材のシールは原子力プラントにおいて一般的に採用されているものであり、玄海3,4号のアニュラスシール等にて採用実績がある。

緊急時対策棟の連絡通路接続部を第1図に、緊急時対策棟の連絡通路接続部の概略図を第2図にモックアップを第3図に示す。

本紙では連絡通路接続部シール（以下、接続部シールという）の保全の方法について記載する。



第1図 緊急時対策棟の連絡通路接続部

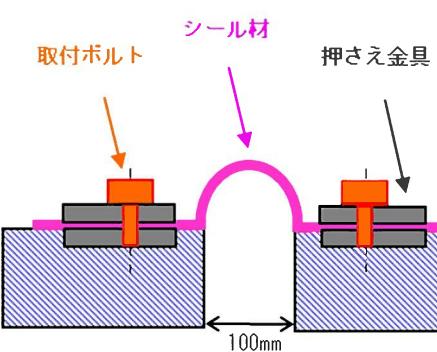
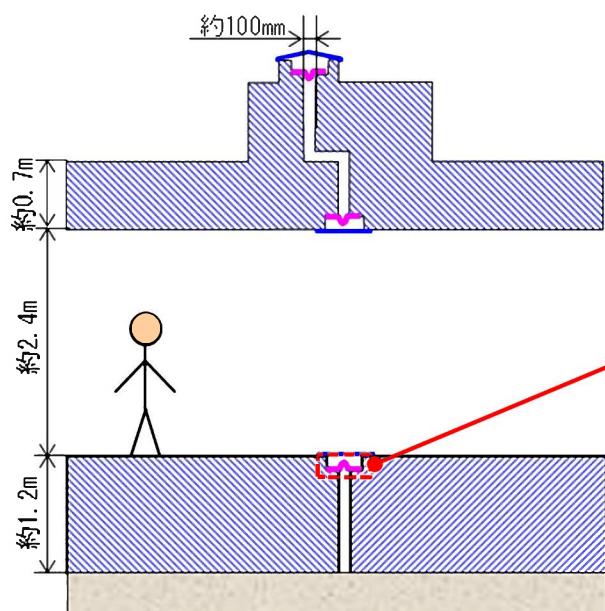


【鳥瞰図】

【A-A：正面から見た図】

※：雨水避けを目的として設置

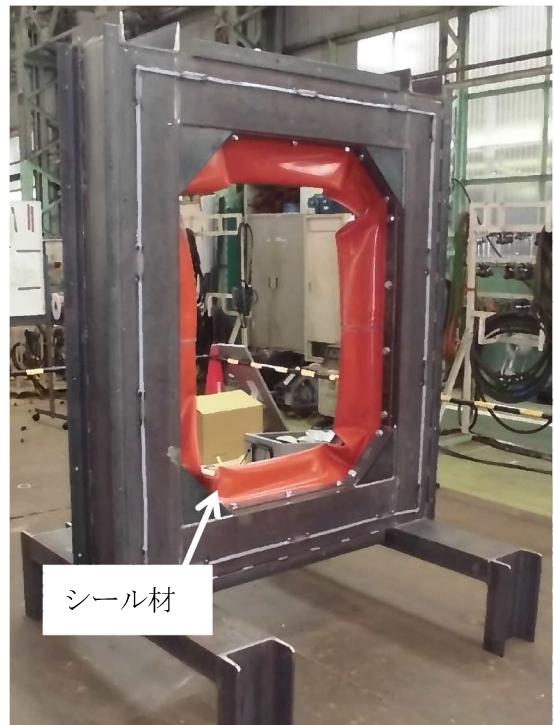
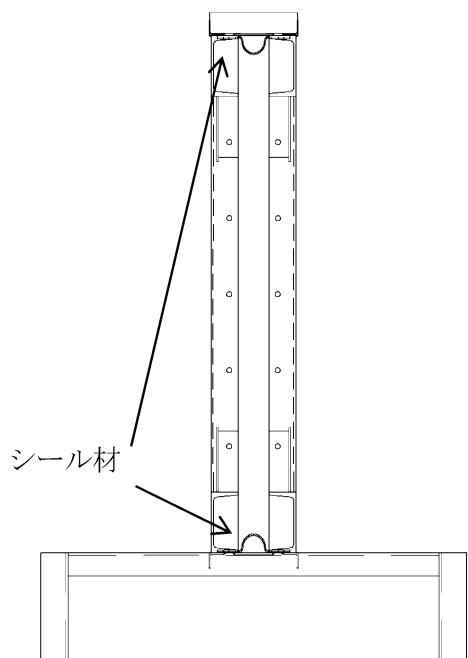
(シールに対する遮光の機能も持つ)



【シール部拡大図】

【B-B：横から見た図】

第2図 緊急時対策棟の連絡通路接続部の概略図



第3図 緊急時対策棟の連絡通路接続部のモックアップ

## 2. 保全計画

接続部シールの保全については、同素材のシールで設計している玄海3,4号のアニュラスシールを参考に設定する。

### 2. 1. 巡 視

接続部シールに用いているシリコーンゴムは、US Army Material Commandによる長期間の曝露試験結果（1977年）<sup>[1]</sup>において、高温多湿など様々な環境下で10年間放置した場合の性能劣化は小さいことを確認している。

川内プラントにおいては、接続部シール上部に保護カバーを設置することで環境条件をより向上させ、日光や降雨の影響を受けない設計としているため、巡視において保護カバーに破損が見られた場合は速やかに補修する。

### 2. 2. 定期事業者検査

使用期間中の機能維持確認については、緊急時対策棟全体を加圧する試験を定期的に実施し、接続部シールの気密が維持できていることを確認する。

本対応は同素材のシールを使用し、定期的な負圧試験を実施して機能維持を確認しているアニュラスシールと同様の管理方法である。

### 2. 3. 長期点検

経年劣化に対する接続部シールの健全性の確認については、10年に1度の外観点検を行う。異常が見られた場合は補修や取替を実施する。

本対応は同素材のシールを使用し、10サイクルに1度の外観点検を実施してシールの健全性を確認しているアニュラスシールと同様の管理方法である。

## 3. 接続部シール取替時の措置について

接続部シールの取替時は、接続部から気密バウンダリの空気が過度に流出するおそれがあるため、第4図に示す通り気密扉を設置し連絡通路側を隔離した状態とする。

気密扉は緊急時対策所（指揮所）の運用時に使用していた箇所に再設置することとし、シール取替前に気密試験を実施し気密扉の健全性を確認したうえで、緊急時対策所の立ち上げが必要な場合の居住区画を緊急時対策棟（指揮所）側のみに移行する。この際、緊急時対策棟（休憩所）は隔離されるが、緊急時対策棟（休憩所）の機能に関しては、緊急時対策所（指揮所）の運用時に使用していた休憩スペース（多目的エリア等）を用いることで維持する。

可搬型の緊急時対策所エリアモニタは、原子力災害対策特別措置法第10条特定事象発生時に緊急時対策所（緊急時対策棟内）の本部・執務エリア（EL.25.3m）及び休憩室（EL.25.2m）に設置することとしているが、気密扉の再設置後に同事象が発生した場合は本部・執務エリア（EL.25.3m）及び多目的エリア（EL.25.3m）に設置することとする。

なお、本手順を下位文書に定めることとする。



第4図 接続部シール取替時の気密バウンダリ

【参考】

- [1] 伊藤 邦雄(1985)ゴム材料の環境劣化と対策 日本ゴム協会誌58巻 12号 pp. 832-841